

令和3年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和3年6月17日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1 番	東郷 克己	2 番	山崎 敦志
3 番	田中 陽介	4 番	橋 俊明
5 番	坂口 重良	6 番	岩井智恵子
7 番	津村 俊二	8 番	矢野 隆行
9 番	長谷川崇朗	10 番	稲垣 誠亮
11 番	山本 剛	12 番	鈴木 市朗
13 番	工藤 義明	14 番	野並 享子
15 番	東郷 正明	16 番	北村五十鈴
17 番	荒川 泰宏	18 番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	川口 逸司
教育長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総務部長	川端 美香	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	辻 昭典
総務課長	井狩 勝		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	辻 義幸	書記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第38号から議第57号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第20号) 他19件)

質疑

第3 議第38号から議第41号まで及び議第57号

(専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第20号) 他4件)

討論、採決

第4 議第42号から議第56号まで

(令和3年度野洲市一般会計補正予算(第2号) 他14件)

常任委員会付託

第5 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(東郷克己君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事進行に当たりまして、新型コロナウイルス感染防止の観点から、マスクを着用しての発言、また換気のために随時休憩を取って進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

日程に入るに先立ち諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりでございます。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は6月10日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(東郷克己君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第8番、矢野隆行議員、第9番、長谷川崇朗議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(東郷克己君) 日程第2、議第38号から議第57号まで(専決処分につき承認を求めることについて「令和2年度野洲市一般会計補正予算(第20号)」)他19件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

まず、第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 皆さん、おはようございます。第13番、工藤義明です。私は、議第42号令和3年度野洲市一般会計補正予算(第2号)、この中での民生費、民間保育所運営補助事業費について質問させていただきます。

事業名、民間保育所運営補助事業費におきまして900万円の補正額、これは概要版のページ4ページになります。この内容が、民間保育所手洗い水洗自動化学業費補助金と示されています。議案勉強会では確認をいたしましたところ、工事完了というものが10月という説明がありました。

そこで質問させていただきます。

なお、提出した文書にはちょっと間違いがありましたので、訂正させていただきます。

①で、夏休み期間という表現をしておりますが、これは間違っておりますので、訂正させていただきます。

まず、質問1つとして、工事の完了が10月というふうになっておりますが、今回の議会で議決された場合、これから入札等ということで、期間がある程度かかるというのは理解できるんですが、10月という期間をもっと早められるのではないかと、それを早めて小さいお子さんたちの健康と命を守るということにぜひすべきではないかということについて質問いたします。

また、この対象の保育園、幾つの保育園に対しての計画をされているのかを聞きます。

以上です。

○議長(東郷克己君) 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの工藤議員の令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点ですけれども、この民間保育所運営補助事業ですけれども、勉強会で10月と答えられたのは別の案件かというふうに思っております。民間保育所運営事業費ではないかというふうに思っております。

まず、当該予算につきましては、市内の民間保育所等が新型コロナウイルス感染症の対策として手洗い水洗等非接触型の自動水栓にされた場合につきまして、その経費に対して補助金を交付するものです。補助事業ですので、補助金交付要綱を作成し、補助金を交付するよう計画しておりまして、当該補正予算が可決成立しましたら、速やかに当該補助金交付要綱を定め、市内の民間保育所等に対して交付申請の案内を行えるよう準備を進めているところです。これによりまして、できるだけ早い時期に事業実施を行っていただけるものというふうに考えております。

次に、2点目の工事予定の民間保育所は何園かということですが、当該補正予算には認定こども園や分園も含めまして、市内の民間保育所全ての7園を対象として予算を計上しております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 1点目のところでの10月という表現の方法が間違っているということについては、これについては最終確認してないんですけども、間違っているとしたらちょっと訂正させていただきます。

今回のこの民間保育所の運営事業費においての手洗い水洗事業、これにつきまして、近隣の市町に確認させていただきました。草津市、守山市、栗東市、今回の6月議会でもこの件については提案がされてないということでした。ということは、この野洲市がこの湖南地域における先頭を切った対策ではないかと、非常にこの事業が進めば他の市町も野洲市に倣って子どもたちの命と健康を守るこういった事案が取り上げられて、予算化されていくのではないかとということで、これについては誇らしいんじゃないかと思えます。

ただ、先ほど冒頭で言いましたように、これを実施するに当たっては、確かに日程がこれから入札等が行われるのに少し時間はかかるんですけども、たとえ1週間でも10日も早めるという対策、こういったことをぜひここでは取り上げていただきたいと思えます。

それから、民間の保育園の数が7園ということをおっしゃいました。それぞれこれ水洗なので、数も分かっているかと思えますけど、この予算が900万円表現されているわけですが、大体1本あたり、蛇口でいう1本あたりの価格も出ると思うんですけども、この計画のほうでは、例えば1つの園が手洗いの水道が10個あったら10個あるとか、ある保育園では3つしかないとか、そういったことがあるんですけども、そういった数というのはつかんでおられるのでしょうか。分からなかったら、また後日でも結構ですけど。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 工藤議員の再質問にお答えをさせていただきます。

補助事業ですので、民間の保育所さんがそれぞれ整備をされる、見積りを取って業者さんと契約されて整備をされるということで、それぞれの民間園さんの実情に応じて整備をしていただくわけなんですけども、なるべく先ほども申しましたように、予算が成立しましたら速やかに案内できるようにただいま準備をしておりますので、それによって少しでも早く、保育所は夏休み等はございませんので、園の都合に応じて、なるべく速やかに整備いただけるようにご案内をしていきたいというふうに考えております。

ご質問のありました市内の民間保育所ですけれども、ほとんど手洗いの水洗は手動の水洗でございまして、これも数はちょっと今ここの手元資料はございませんけれども、それらを交換していただけるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） よろしくその点はお願いをしておきます。

今回のこの民間保育所の手洗い水洗ですが、今回の質疑の中とは少しずれますけども、この場でしか聞くところがないのでお聞きします。明許繰越の説明でありましたように、公立保育園や幼稚園、学童、小中学校、こちらの水洗自動化というものも挙げられておりました。こちらのほうの工事完了予定というのが明確にされてなかったと記憶しているわけですが、そちらのほうでのお答えはできますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 工藤議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

公立の保育園、こども園、幼稚園の自動水洗化につきまして、繰越ということでさせていただいて、今年度事業着手をしようというふうに考えています。

ところが、4月になりまして、第3次の交付金の事業の照会がありまして、そこで学童

保育所の水洗も自動化をしようということで、4月に学童保育所の計画をいたしましたので、今議会で学童保育所の自動水洗化の工事費を計上させていただいております。ということで、幼稚園、保育園、こども園、それから学童保育所をこども課のほうで所管しているんですけども、一体的にまとめてやるほうが経費的にも合理的ということで、今議会で学童保育所の補正予算をお認めいただけましたら、速やかに契約審査会、それから入札というふうに進めさせていただきまして、早い時期、年内はかからないと思うんですけども、早い時期に工事のほうは完了させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 教育部長。

○教育部長（吉川武克君） 小中学校の繰越明許費の関連でお答えさせていただきます。

手洗いの蛇口の自動水洗化ですけれども、結果から申しますと、8月末には対象となっている全ての学校で設置が完了する予定でございます。各校工事の日程を調整しているところございまして、順次進めているところございまして、早い学校では7月中に完了しますし、完了したところから使っていただくという段取りでございます。

施工業者ですけれども、市内の株式会社乾設備工業さんでございまして、現在器具の調達を行っておりまして、確保のめどが立っているという報告を受けてございます。できるだけ早く設置できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（工藤義明君） 以上で終わります。

○議長（東郷克己君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） おはようございます。

議第42号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）ほかもありますが、順次質問させていただきます。

①国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金3次分が1億3,000万円計上されました。3次分は、1億6,000万円入ることになっており、3,000万円は保留状態になっています。

勉強会では、9月補正で3,000万円を計上するとの説明でした。9月補正が動き出すのは11月ぐらいになるのではないのでしょうか。昨年からのコロナ感染により、野洲市民の不安は増大しています。また、ワクチン接種の遅れもあり、さらに不安が増えています。これは7月中にということで今順次予定が入っているとは思いますが、市民の方から

5月26日に市役所に申請を手伝ってほしいと行かれた方が、窓口で追い返されています。また、25日から第2弾の申請業務が行われましたが、やり方が分からないと中主の高齢者が市役所に出向されましたが、電話で申請してくださいと追い返されました。

これらは、窓口の職員だけが悪いのではなく、手続を代行する人の配置、申請を助ける体制が取れていないからではないでしょうか。パソコンもスマホもパスワードが読めないなど申請ができない方の支援、また接種会場まで行けない世帯が存在しています。9月補正ではなくて、緊急にこの3,000万円を使うべきなのに、なぜ計上されなかったのか、お尋ねをいたします。

②総務費のふるさと納税推進事業で985万円計上しており、寄附金は1,200万円を想定しています。これまで返礼品の競争で、本来の目的から外れていると前市政では実施されませんでした。本来の目的から外れていないという結果になったのか、この180度方向転換の説明を求めます。

今回の収支を見ると、実質200万円余りの寄附金となります。ふるさと納税ということで、市外の方が寄附をされれば市民税の還付は発生しませんが、市内の方なら市民税の還付が発生します。純粋な寄附なら市民税の還付は発生しません。このことについての説明を求めます。

さらに、初年度980万円プラス人件費の経費が要りますが、これは毎年発生する経費ではないでしょうか。次年度の経費はいくらか尋ねます。

また、勉強会の説明では、返礼品は100品目以上が必要と説明されましたが、市内業者から現在どのくらいの品目で、例えばどのようなもので何割の返礼品を想定されているのか、お尋ねいたします。

次に、議第45号野洲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例に……。

○議長（東郷克己君） 野並議員、分割なので、一旦区切っていただいたら。

○14番（野並享子君） すみません、そうしたら42号お願いします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員の議第42号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）についての1点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3,000万円の保留についてお答えします。

先般の5月の25日の議会全員協議会においても同様のご質問にお答えしたと記憶して

おりますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業を検討していた時点では、県内でも、そして本市においても新規陽性者が多く確認されていたこと、また変異株の猛威により感染が全国各地に拡大していたことから、今後の状況を見極めて有効な対策を講じたいために、留保財源として約3,000万円を確保しているものでございます。

今後、臨時交付金の留保分につきましては感染状況等を勘案し、事業の有効性、妥当性、そして適時性など総合的に判断した上で対象事業を選定いたしまして、8月議会で審議いただこうと考えております。

しかしながら、緊急な対策が必要であると判断した場合には、臨時会での対応をお願いすることになります。

なお、野並議員の質問中、ワクチンの関係のご質問に触れられましたけれども、その分につきましてはいわゆる所属の常任委員会のほうでその辺のやり取りのほうはお願いすることになると思いますので、今の答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 議員の皆様、おはようございます。市民部、長尾でございます。

それでは、野並議員からのふるさと納税についての方針、税制度、経費、返礼品の内容についてお答えさせていただきます。

まず方針の部分でございますが、本市のふるさと納税については、野洲市まちづくり寄附条例に基づくまちづくり寄附金として、個性豊かな活力ある野洲のまちづくりの資金とするため、広く寄附を募っているところでございます。

当初、ふるさと納税についてはさらなる納税を呼び込もうと返礼品を豪華にするなど、市民税本来の趣旨や制度とかけ離れた状況となってきたことから、本市では返礼品を設定していませんでした。

しかしながら、令和元年6月の地方税法等の改正に伴い、総務大臣が指定した自治体のみが税控除の対象となり、返礼品についてもその割合を3割以下とし、地場産品のみとするなどのいくつかの改正が行われ、一定の改善が見込まれたこと、また市内事業者等から地場産品の振興のため返礼品を設定したふるさと納税制度の取り組みを望む声があり、本市といたしましてもふるさと納税制度を活用し、地場産品の振興並びに新たな需要の開拓、地域ブランド力の向上などを目的に、返礼品を設定したふるさと納税制度の取り組みを開

始し、魅力あるまちづくりを進めるものでございます。

続きまして、税制度のほうでございますが、ふるさと納税制度についての説明でございますが、市に対してふるさと納税、寄附ですが、をしていただくと、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税や個人住民税が全額控除される制度となっております。

議員ご指摘のとおり、市外の方が野洲市にふるさと納税をされれば、野洲市の市民税についての税額控除は発生せず、市内の方が他市へふるさと納税をされれば税額控除が発生して、野洲市の市民税が減少することになります。

また、ふるさと納税ではなくて、野洲市に課税権のある方が市に対して一般的な寄附をされた場合についても、ふるさと納税と同様に市民税の税額控除の対象となりますので、野洲市の収入としては減少することになります。

経費につきまして、返礼品の代金や委託料、そして寄附受付サイトへの広告料、決済会社への手数料等は、全て寄附額に対する一定の割合での計上になります。

返礼品の送料についても、その件数や、その返礼品の発送先や内容によって当然変動いたします。

また、事務的経費である旅費、印刷製本費、通信運搬費、複写機使用料、その他備品購入については、初年度であることから不明な点も多く、さきに申し上げた寄附金額により変動が見込まれる部分も含め、今年度の状況等を勘案し、次年度以降の経費については再度精査する予定でございます。

返礼品の内容についてでございますが、令和3年3月から4月にかけて、市内事業者に対し、返礼品の協力についての意向を事前把握するためアンケート調査を実施しました。

調査結果の概要といたしましては、33事業者から114品目、米とかお酒とか湖魚、いろいろございますが、についてご協力いただける意向をいただいております。今後、これらについてはその具体的な内容を精査し、返礼品として活用できるか否かについて確認していきたいと考えております。

また、返礼品等の調達に要する費用の額は、地方税法に基づき寄附金額の30%以下となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 1点目の部分ですが、変異株などの発生があつて、流行が広が

っていくというときとか、緊急の場合は臨時議会でもというふうなことが言われたんですけども、私がちょっと触れましたように、現在においても私はもっと充足をしないと駄目だという、これからさらに発生が増えていくとかいうふうなのではなくて、現時点においてもこういうパソコンもスマホもない、パスワード読めない、また障がい者の方とか、そういうふうな方々が今取り残されているんですよ、現実的に。だから、私の所管ですから、私の文教厚生の方で発言もしますけど、けども政策監のその3, 000万円残したというところ辺が、これはやっぱり現実を見ておられないんじゃないかというふうに思うんです。今の野洲の現実、市民がどういう状況にあるのかというのを見た場合、私こんな3, 000万円というお金を9月補正まで置いておくとか、臨時議会までとかいうのではなくて、私はこの6月議会の最終日にでももう一度補正として上げるべきお金やというふうに思うんです。そんな長いこと棚上げにしなくて、本当に今使ったってほしい、今対策を取ってほしいという思いがするんですけども、そういうところ辺には立たれないのかなという、その感覚のずれを思うんです。今市民の方が置かれている現状と比べて。

1つ例に挙げます。私の隣に全盲のご夫婦が住んでおられます。予約できたやろうか、聞いたんです。そうしたら、1回目はもう全然ペケでした。もういっぱい。2回目、第2弾、やっと取れた、市役所まで来て。8月の予約が入った。7月に前倒しということで、7月の何日イオンにということで電話で言われたけども、土曜日を指定されたので、土曜日はヘルパーさんが対応してもらえない、車椅子が必要、ヘルパーさんが必要ということで、連絡またしますというのが月曜日に聞いて、もう4日経つんですね。月、火、水、木。今日連絡があるのかどうか分かりませんが、けども20日までには返事をもらわないと、来月のそのヘルパーさんとか車椅子の対応の車とか、そういうのの手配をしてもらわなければならないので、20日までには返事がないと困るんですというふうなことをおっしゃいましたが、コールセンターのほうから電話をさせますとあって、その状況のままなんですよ。本当にイライラしながら待っておられるんです。コールセンターのところの人員が足らんと違いますか。もっとそういう意味では、私は今現在お金を使わなくてはならないんじゃないかというふうに思うんです。現状を掌握されているのかどうかというところ辺ですが、3, 000万円、もっと今使ってほしいというところです。もう1度お願いします。

ふるさと納税のことですが、パソコンでこのふるさと納税検索します。そうしたら、まちごと、どのまちのを選ぶのかとか、どの商品を選ぶのかとか、ぱっと出てきます。いっぱいあります。そこに今度野洲がここに乗り込んでいくわけですよ。なかなか私は至難

の業やと思いますよ。まちの掘り起こしとか、魅力あるまちとかおっしゃいますけど、本当にその中のページの中に野洲が入り込もうと思ったら、それはなかなかだというふうには私は思うんですけども、ここら辺あたりは本当にどう展開をされるのかというのがあります。どう展開されるんでしょうか。

その次に還付が発生しますでしょう、2,000円以上。それものすごく大きいお金になってくるのではないかと。これまでもふるさと納税でよそに寄附されて、還付をした金額というのを聞いていたんですけども、野洲もこれに乗り込んでいったら、野洲市内の中でも発生してくるのではないかとというふうな思いがするんです。いろんなのを読んでいくと、よそのを読んでいくと、市民が自分のところのまちの物品を寄附して還元してもらおうというのを禁止しているところもあるんですよ。中でそんなことするなというふうな形で、いろいろまちでも対策を立てていっておられると思うんですけども、そういった部分に関して検討がされているのか、どこまでこのふるさと納税を調査し、研究し、市のための財源確保という形で位置づけがされるのかというところ辺をもう少しお答え願いたいと思います。

最後の経費のところは、次年度以降は考慮するということですが、遠いところやと、本当に発送の費用もかかりますよね。相当な部分になってきますので、私本当にこのふるさと納税というのが、市の財源確保のためにどれだけのメリットが生じるのかというのがちょっと見えてこないんですけども、そこら辺りはどういうふうに見通しを立てておられるんでしょうか。お尋ねします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 野並議員の再質問にお答えします。

ちょっと内容が先ほど1回目の答弁でも私申し上げましたとおり、中身のほうがいわゆる例として挙げていただいているのがワクチン接種に係ることでございますので、その答えについては多分所管の部長のほうで答えられるとは思いますが、先ほどの議会のルールで所管の分科会でのやり取りということになっておりますので、その分は外した中で、現状の把握が不十分、分かっていないのかというご指摘を含めた質問だと思っておりますけれども、この事業の選定、議会のほうから4月30日に全体の要望をいただいております。それ以前の4月の段階に庁内の事業の提案の作業をしております。5月の頭には決めて、その後事務手続を経て議会の皆様のほうに説明をして、今期の議会のほうで予算と、これぐらいの2回ぐらい作業がかかっておるというのがございまして、今いろんなこ

とがあるそこに対応仕切れていないというお話なんです、先ほどの1回目の答弁でも私申し上げましたその4月の検討、5月の頭につきましては、第4波で非常に陽性者が増えてきた、それから先ほど答弁で言いました変異株のほうはまだ十分分からない状況で非常に不安、それから未知の部分がございましたので、そこからすると、今後まだ対策として明確ではないんですが、その対策が必要という判断の下に留保というような形で考え方の整理をして残しておる分でございます。

野並議員おっしゃった、例に挙げておられたその方々への支援につきましては、所属の分科会のほうではやっただくと思うんですが、その部分について、あらかじめこの交付金のこの部分でやるかやらないかという部分につきましては所管課のほうで検討され、ワクチンの接種のほうの事業でカウントすることもできる中での判断だというように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、野並議員の再質問についてお答えさせていただきます。3点あったという認識を持っております。

最初に、魅力ある返礼品についてのご質問だったと思うのですが、先ほど申し上げましたとおり、現在いろんな団体さん、商工会とか観光物産協会さんにまずアンケートを取って、今後7月の末から8月の初めに説明会、8月の1日号の広報にはいろんな団体に所属していない業者さん、企業さんもいらっしゃいますので、広報をして、説明会を開催しまして、どういう産品があるか等につきまして今後詰めていきたいと思っております。

その中で、いろんな産品が多分出てくるとってはいるんですけども、ほかの市との差を明確化したいというお話やと思うんですが、そこでその部分も含めて、また単純によくある農作物はもちろんそうですけれども、工業製品とかソフトというか、代わりに何々をするというようなものがあればそういうようなのも率先して受入れて、できるだけ他市等との差を明確にして、少しでも収入確保に努めたいという認識を持っております。

2番目に税制のことでございますが、まず所得税は還付が発生しますが、地方税は翌年課税ですので、基本的に還付は発生しません。税額が安くなるだけの話です。

あと、先ほど申し上げました令和元年の改正の時点で総務省からの話で、次に掲げる取組を行わないことというのが1つありまして、その中に、当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品の提供、つまり野洲市の方がふるさと納税はできますけれども、

返礼品をしては駄目ですよという総務省の告示がございますので、当然野洲市としては返礼品は野洲市内の人がしても返礼品ということはありませんので、今でもほっておいても市外の人には野洲市のほかの分買って野洲市の税額は流出していきますので、野洲市も一部でも取り返さないといけないという思いでやるつもりでございます。

そして3番目でございますけれども、どこまでプラスになるかということでございます。

もちろんプラスになるよう職員は鋭意努力をさせていただくところでございます。最初のうちは難しくても、だんだんという部分もあるんですが、これは単純に市の収入ということだけではないと思っております。やはり、こういうことを行うことによって、地元の企業者さんたちに創意工夫を求めて、かつ産業の振興、ひいては就労の機会の増大とか地域の活性化でございます。これは、あくまでもそのための手段として、結果として多少税収が入ってくる。あと当然産業とかが活性化しますと、そこからの税収も見込めるわけで、当然人も集まってくるということで、もちろん近視眼的には当然今の収入でございますが、長期的なことを考えますと、それらを全て含めて考えるべきだと。特に、これは交付税のように器械的に処理されるものではなくて、地域の創意とか工夫とかでいくらかでも伸び代がある部分かと思えます。その部分につきましては、地域の活性化を求めておられるのは議員の皆様方も同じだと思っておりますので、いろんな部分で皆様のご協力をいただければと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 第1点目の地方創生臨時交付金に関しては、今現在の補正のこの範囲内でもできるというふうなことをおっしゃいましたが、私が個別に言った部分に関して、今私委員会で言わずになぜここで言ったかといったら、この20日までに何とか返事が欲しいというふうなことを、委員会ではその日にちが過ぎていきますので、委員会でこの問題を言っても、もうその方にとっては対処のしようがないというふうな思いがありましたので、ちょっと本会議場で言わせていただきました。

そういった本当にもっと個別事案が一人ひとりあると思うんです。だから、そういうヘルパーとかいろんなことを手助けしてもらわないと接種できないという人は、20日ぐらいまでがケアマネさんの書く時間になっていますので、そういう意味でタイムリミットとしてこの問題を取り上げた。1人の問題ではないと私はないと思うんです。市内で様々な方々がおられると思っておりますので、そういうところ辺を認識していただければというふうに

思います。

それはもう答弁いいです。とにかくやってあげてください。市民の皆さん、本当に今イライラしながら困っておられますので。

ふるさと納税ですが、今いろいろとおっしゃったんですけども、全国的にランキングがばっと出ますよね。どこのまちがいくらやったとか。野洲もそういう形で載ってくるやろうとは思いますが、やはり当初から言われていた返礼の競争で本来の趣旨からは外れているというふうなところで実施がされてこなかったんですけども、総務大臣のあれが出てから、すごく乗る自治体も増えてきて、何か全国的に8割の自治体がこのふるさと納税をやり出したというふうな、やっぱりこれ根本的に間違っているなという思いがします。本当に目玉の商品のあるところはいいと思うんです。けども、目玉的に地場産業がないところにおいては、なかなか大変な私は税金の集め方やなというふうに思いますので、本来はもっとしっかりとした、きちっとしたそういう格差がつかないようにやらないと、私は駄目だなというふうに思います。ふるさと納税そのものに対して、先ほどソフトとか工業製品とか他都市との明確化を図るとかおっしゃいましたけど、なかなか難しいなというふうに思います。これからやり出そうとしていることに対して、水を差すような発言をしているんですけども、やはり税金の集め方としてはちょっと邪道だなというふうに認識をしております。もうこれも返事は、返答はいいです。

次に、議第45号について質問いたします。野洲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について質問いたします。

通信技術を活用した新たな条例です。国ではデジタル庁ができ、ペーパーレス、印鑑省略などの情報技術により、自宅のパソコンから申請できることが明らかになっています。勉強会で行政は住民票の発行などを想定しており、プロジェクトチームをつくと発言されていました。便利になるとは思いますが、条例第3条の4項で、個人番号カードの利用、その他の氏名などとなっています。これはマイナンバーカードのことであると思いますが、自宅から申請するのであるならば、マイナンバーカードは要らないと考えますが、この点を明らかにしていただきたいと思います。

また、視覚障がい者や自宅にパソコンやタブレットがない方や、操作ができない方などはこのシステムから除外されますが、市の職員やヘルパーなどで代理ができるのか明らかにされたいと思います。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（川端美香君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、野並議員の２点目、議第４５号野洲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてのご質問にお答えをいたします。

まず、自宅からの申請にはマイナンバーカードは不要ではとのご質問につきましては、自宅のパソコンでは申請者本人の特定ができないことから、現在窓口で申請を行っている手続で本人確認を要するものにつきましては、電子申請におきましても本人確認が必要となることからマイナンバーカードが必要となります。

なお、簡単な申請で本人確認を要しないものはマイナンバーカードは不要となります。

次に、代理申請についてのご質問につきましては、まず前提といたしまして、今回の条例整備は従来の窓口における紙媒体での手続に加え、電子手続でも可能とするための条件整備を行うためのものであり、今後も従来方式、窓口での手続も継続をいたします。

したがいまして、諸事情によりまして電子手続が困難な場合は、従来方式の手続により申請を行っていただけると考えております。

なお、代理申請につきましては、ヘルパー等への依頼はご本人の意思に基づき行われるものと考えます。

また、市職員が業務として代理申請を行うことはできません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○１４番（野並享子君） ちょっと最後のほうが聞き取れにくかったんですけども、市の職員は代理はできる、できない。ヘルパーさんは代理はできる、できない。

○総務部長（川端美香君） 市民の話ですので、市の介入はないということです。ご本人がヘルパーさんに直接お願いをされてということになります。

○１４番（野並享子君） 本人がヘルパーさんに頼む、それでヘルパーさんがしてくれるということは可能という形なんですね。住民票なんかを、今後この技術として住民票の発行などを想定しているというのが勉強会で出されていたんですけども、そういうこともそうするとヘルパーさんに頼めばしてもらえということになるんでしょうか。

もう一つ、マイナンバーカードを作ると、本人のパスワードを入れんならんことになっていますよね。そのカード、パスワードを入れたそれが申請の用紙に書かんらんというところになるんですか。パスワードもそこに記入するという事なんですか。マイナンバーのカードは作らなくても、マイナンバーはもう自宅に送られてきていますでしょう。あ

のナンバーですよ。あのナンバーと同一ですよ。保存してあるんです、私も。そうしたら、申請するときそのナンバーというのは自宅にありますから、書き込むことができますやん。別にカードを作らなくても。カードを作るというのは、パスワードがそこにあるというところ辺ですから、その申請用紙のところに自分のパスワードまでも打ち込むというふうなことをされるんですか。そんなことをしたらあかんでしょう。そうしたら、ナンバーだけやったら自宅にありますやん。何でカードが必要なんですか。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（川端美香君） 野並議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目、住民票です。今後住民票の交付も将来的にはこの電子申請になるということで、ヘルパーさんへの依頼については、ご本人が信頼というか、ご本人の意思を持ってヘルパーさんをお願いされて、マイナンバーカードもお預けになるという、信頼してお預けになるのであれば、それは本人さんのご意思の下で可能かと思えます。

あともう一点、マイナンバーの通知書のことをおっしゃっているのだと思うんですけども、そもそもこの電子申請におきましてマイナンバーで本人確認をするやり方というのが、マイナンバーのカード自体の中に入っているICカード、これICカードというんですけども、その中に記録された情報を読み取らせることで本人確認をして、ログインしたものが本人であるということを確認いたしますので、通知書ではそのICチップというんですけど、あれが入っていませんので、それが不可能なんです。

具体的な読み取りの方法については、ICカードリーダーであったり、ICカード読み取り機付の携帯電話にそのカードを乗せることによって本人確認ができるという仕組みになっていますので、通知書ではそれは不可能でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 結局、この条例はマイナンバーカードを作らない限りは自宅からはできないということですね。そうですね。デジタル庁をつくって、マイナンバーを必死になって作らそうとされているんですけども、そのカードに全てが認識されるということに国民は不安を持っているんですよ。情報が流出するという、自分のプライベートな部分そのカードに入ってしまったら、それが流れていってしまったら、それはもう止めることができない。一旦流れた情報は、もう永遠に流れていってしまうというそういう不安があるがために、マイナンバーカードの普及が進まないというのが現実やというふ

うに思います。

ですから、これをつくってさらに便利になるかなと思ったんですけど、ちょっといかなものかという、国がつくったものですし、国がそういうふうにやりなさいと言って指示が来ているという状況やとは思いますが、いかなものでしょうかね。というところですが、まだ近隣ではこの条例出てないというふうに聞いているんですけども、県内ではどうなっていますか。

○議長（東郷克己君） 総務部長。

○総務部長（川端美香君） 野並議員の再々質問にお答えをいたします。

今回条例を作成するに当たりまして、近隣の状況を調べてみました。そうしましたら、草津市のほうでは条例が定められておりますし、あと大津市ですかね、いくつか県内でも条例がちょっと手元にはないですけども定めてあるところがありますので、その自治体の条例の内容などを参考にさせていただいたところでございます。

以上、お答えといたします。

○14番（野並享子君） 以上です。

○議長（東郷克己君） 次に、第18番、立入三千男議員。

○18番（立入三千男君） おはようございます。

私は、ただいま議題になっております議第53号からの損害賠償の額を定めることについてと、議第54号の同じく損害賠償の額を定めることについて、両案件とも医療ミス、医療事故に伴う案件で関連がございますので、一括して質問をいたしたいと思います。

まず初めに、質問に先立ち、医療事故でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈するとともに、ご遺族の方々にお悔やみを申し上げます。

議第53号並びに議第54号の医療事故の事案については、寝耳に水で、議第53号につきましては、2015年7月の医療法人御上会での医療事故でございますが、2019年7月に市立化、事業継承の際には分かっていたはずであります。また、2020年1月の市立野洲病院での医療事故についての両事案を今日まで議会には何ら説明されておらず、聞いておらず、甚だ議会軽視であり、隠蔽であると断言できます。執行部内で共有されていたのかも含め、両議案について詳細に今日までの経過と説明されなかった事由をお尋ねいたしたいと思います。

以上。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 議員の皆様、改めまして、おはようございます。

それでは、立入議員からいただきました議第53号及び議第54号、両議案の今日までの経過と説明してこなかった理由についてに関するご質問についてお答えいたします。

まず、両議案に関する議会への経過説明に対し、丁寧さが欠けていたことにつきまして、まずもっておわび申し上げます。例えば議会全員協議会などの場におきまして事前にご説明申し上げるべきであったことと深く反省いたしておる次第でございます。今後はこのようなことがないよう改善してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お尋ねの両議案に係る今日までの詳細についてご説明申し上げます。

まず、議第53号につきましては、議員ご承知おきいただいておりますとおり、旧御上会からの病院の事業承継に伴う案件でございまして、平成27年7月2日に旧御上会野洲病院におきまして、甲状腺全摘術を受けた患者様が手術の翌日に一時心肺停止に至られ、手術の1か月後の8月2日に死亡されたものでございます。

これにつきましては、ご遺族が病院に対し術後の管理及び処置における注意義務違反があったとして、代理人を通じまして、平成29年6月30日に大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として提訴されたものでございます。

損害賠償請求額につきましては、4,137万7,791円でございます。

その後、令和元年7月1日に市が御上会から病院事業を承継するに当たり、同年5月29日に事業譲渡契約を締結いたしました。その中の第3条第1項第2号におきまして、医療債務を引き継ぐこととしておりました。

このことに関しましては、同年の5月及び6月に開催されました野洲市民病院整備事業特別委員会におきましてご説明させていただき、議員もご確認いただいたところではないかと思っております。

その上で、令和元年7月1日に本訴訟を引き継ぐこととなりましたが、引き継ぎました時点では係争中の案件でございましたことから、特に詳細のご報告は控えておったところでございます。

そして、令和3年3月11日に裁判所からの和解案の提示がございました。本院代理人、弁護士でございますけれども、相談の上、同年4月23日、裁判所の和解案を受け入れる方針を表明いたし、このことについて原告側も受け入れられたため、令和3年6月議会にお

いて議第53号損害賠償の額を定めることについてとして議決が得られることを条件として手続を進めてきたという経過でございます。

もう1件の議第54号につきましては、市立病院になりましてからの出来事でございます。

令和2年1月7日の午後9時45分頃、当直時間帯ではございますが、鼠径ヘルニア突出によって鼠径物を訴えて患者様が来院されました。その際、当直医が処置を試みましたが、ヘルニアが還納、元に戻すことができなかつたために、本院外科医に連絡を取り、約30分後に到着した外科医師がCTのモニターで画像を確認した上で必要な処置を行いました。

その後、患者様の状態も一定よくなったことと、その際行いました血液検査などの値も異常を認めなかつたことから、入院して経過観察を取ることとした次第でございます。

しかし、早朝におきまして状態が急変されまして、緊急手術が必要な状態となりましたことから、家族様の同意を得た上で手術をいたした次第でございます。

術後、病棟で必要な処置を行いながら経過を見守ったところでございましたが、残念ながらその夜お亡くなりになられたというものでございます。

後日、家族様に事情を説明させていただいたところではございますが、ご納得いただけなかつたところもあつたことから、ご家族の代理人に依頼されまして、損害賠償を請求されることとなつた次第でございます。

そのため、本院についても代理人に交渉等を依頼し、令和3年3月25日に仮合意という形で締結することとなつた次第でございます。

そして、本議会におきまして、議第54号損害賠償の額を定めることについてを提案させていただくこととなつた次第でございます。

以上、繰り返しになりますが、この経過の中で議会全員協議会などの場を通しまして事前にご説明申し上げることができなかつたということで、深く反省いたしておる次第でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 立入議員。

○18番（立入三千男君） 先ほど冒頭に申し上げましたように、私は賠償額とか医療事故の内容説明を求めておりません。やはり、議会というところにいち早くその事実、事故が起こつた事実を報告いただいて、そして提訴された、そして裁判になるんですけども、

そういうような中で手術医療事故以外のことを説明を求めているものではございません。裁判に影響を与えるというようなことで、それもそのようなことを懸念されて、議会のほうに報告がなかったと。病院事務部長、冒頭も終わりのほうでも報告をしなかったということの謝罪ということでございますし、二度とこのような事故があっては困るんですけども、あったときには、いち早く議会にその事実を報告を強く求めておきたいと思っております。もう先ほど答えてくれたのでよろしい。

そして、通告には書いてないんですけども、今回のこの医療ミス事故に備えて、賠償責任保険というような保険に加入されていると思うんですけども、加入されている保険の内容が今分かったらお答えをいただきたいと思っております。

以上。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） それでは、立入議員の再質問にお答えさせていただきます。

この議案に関連しまして、先ほど工藤議員、野並議員の質問にもございました補正予算、一般会計ですけども、それと並行して提案させてもらっています病院事業会計の補正で計上させていただいておるんですが、この保険の契約につきましては、医療行為に伴います対人の賠償につきましては、1つの事故につきまして限度額が2億円ということの保険の中で契約をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 立入議員。

○18番（立入三千男君） 賠償保険加入ということで、補償内容は今説明いただいたんやけど、保険に対しての掛金はいくらぐらいになっているんですか。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 立入議員の再度の質問にお答えいたします。

保険料につきましては、391万8,509円、約400万円でございます。

以上でございます。

○18番（立入三千男君） 弁護士費用も含んでいるか含めてないか、そこらの説明してくれなあかん。

○議長（東郷克己君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

(日程第3)

○議長(東郷克己君) 日程第3、議第38号から議第41号まで及び議第57号専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第20号))他4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第38号から議第41号まで及び議第57号の各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東郷克己君) ご異議なしと認めます。よって、議第38号から議第41号まで及び議第57号の各議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第38号から議第41号まで及び議第57号の各議案について、通告による討論はございませんでした。よって、討論を終結いたします。

これより、議第38号から議第41号まで及び議第57号について、順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第38号専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第20号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第38号は原案のとおり承認されました。

次に、議第39号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第39号は原案のとおり承認されました。

次に、議第40号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(東郷克己君) ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第40号は原案のとおり承認されました。

次に、議第41号専決処分につき承認を求めることについて（令和3年度野洲市一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第41号は原案のとおり承認されました。

次に、議第57号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（東郷克己君） ご着席ください。

起立全員であります。よって、議第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

（日程第4）

○議長（東郷克己君） 日程第4、議第42号から議第56号まで（令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号））他14件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第42号から議第56号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、既に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩いたします。再開を午前10時25分といたします。

（午前10時09分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（日程第5）

○議長（東郷克己君） 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第12番、鈴木市朗議員。

○12番（鈴木市朗君） おはようございます。今議会において2題の一般質問をいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、一般質問に入る前に、実は今日の朝ですね、朝日新聞に報知新聞が折り込まれておりました。報知新聞の社説といたしまして、公約破りは有権者への裏切り行為だということで、代表主幹の富田正敏さんが記事として挙げておられます。

今まで市長選があった中で、3市の中で現金配布という公約で新人の方が当選されているということも記事として載っております。現金配布については財源の関係でできなかったということで、当然これは公約違反やということで挙げられております。そしてまた、野洲市の場合、こういうようなことで載っております。昨年の10月に投開票された野洲市長選では、JR野洲駅前を進める病院整備事業の可否が争点となり、駅前建設に反対する新人の栢木進氏が、推薦する現職の山仲善彰氏を僅差で破り当選を果たした。市民の理解を得たとして、栢木進野洲市長は計画が進んでいた病院の設計業務を解除し、移転計画を中止した。このように、野洲市立病院建て替えが決着したように見えたが、財政難を理由に、当初計画であった駅前の隣地への移転を議会に提案した。結局公約破りで、元の木阿弥だというような記事が載っております。市長、これに対する反論があったらぜひとも反論してください。

それでは、通告による質問をいたします。

野洲駅南口の整備について、令和2年10月の市長選で現病院の敷地に半額程度で新病院建設、2、野洲駅周辺に商業施設などにぎわいの創出と税収増ほかを訴え、栢木候補が当選し、早いもので8か月が経過しようとしている。敢えてあげつらうことはしないが、現病院敷地に半額程度で新病院建設の公約は、有識者でつくる病院整備運営評価委員会の課題や懸念が多いと指摘され、公約違反とも言える現地建て替え公約をあっけなく放棄、その後郊外の2か所、駅前Bブロック、議員団要望書によるAブロックを参考に加え検討を提示、駅前では病院整備はしないや、Bブロックは面積的に狭く、駐車場の確保が難しい、狭過ぎて無理、駅前での整備は経済的に合理性がなく、選挙で応援してくれた有権者を裏切ることになると表明したにもかかわらず、5月28日の野洲市民病院特別委員会において、公約や前言を覆す形でBブロックに病院整備を提案、病院整備事業は現在に至る7か月余りで方針が二転三転し、多くの優秀な市職や市民はうんざりしております。

次に、公約2点目の野洲駅周辺に商業施設などにぎわいの創出については、一見ぶれないように見えるが、病院整備事業特別委員会でのBブロックへの病院整備提案に当たっては、駅前病院整備に反対する支持者のもとへ市政トップ自らが出向き、支持取り付けのため、不透明かつ不可解な機会を設けられたことや聞き及びます。

懸念されることは、野洲市行政内でのコンセンサスが得られてない中で、独断的政策決定が行われるのではないかということが危惧されます。市民、議会に開かれた市政を自ら範を示さなければならないと考えます。

いずれにしても、Bブロックでの病院建設やむなし。Cを含むAはランドマーク用施設を主体に整備するの2点が南口整備の考えと見受けられる。市長誕生8か月が経とうとするにもかかわらず、精査された具体的な姿の提示がなく、市長の土俵に上がることができない自体極めて遺憾なことと言える。

そこで問います。

新市政になり、方針が二転三転すること、さらに議会軽視や市民不在の市政運営に、このまま市政を委ねていいのだろうかという栢木市政への不満、不信が高まっているこの事態をどのように受け止めておられるのか。

先ほど、報知新聞の記事も読みましたこの内容についても、よろしくお答えしていただきますようお願い申し上げます。報知新聞は認められた新聞でございます。マスコミでございます。これに対する答え、反論をお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

鈴木議員のご質問にお答えする前に、報知新聞が今日新聞の中に入っていたということをお聞きしまして、私はまだ目にしておりませんので、批判等々特にございませぬ。

それでは、鈴木議員の市政への不満、不信が高まっている事態をどのように受け止めているのかとのご質問にお答えいたします。

私は、市長選挙において駅前ロータリー側、いわゆる駅前Aブロックで病院整備を行う対案として現地建て替え案を示し、野洲市民病院整備運営評価委員会において検証をいただきました。3月1日の評価委員会において、建築・医療専門部会からの報告をいただき、「一般的には現地建て替えは技術的に不可能ではない。ただし狭隘な現病院において、医療を継続しながらの現地建て替えは現実困難となる課題や懸念事項が多い。」との報告を受けました。また、市民代表から「早期に新しい病院整備を実施してほしい。」旨の意見があり、3月16日の市議会の野洲市民病院整備事業特別委員会において、今後の病院整備の方向性として、現在のコロナ禍による医療の情勢等も含めた上で総合的に判断を行い、現地建て替えを断念し、別の敷地にて早急に取りかかる必要があるため、3か所の立地場所の候補地を挙げ、課題整理を行ってまいりました。

5月17日の評価委員会において、病院像に係る市民病院のあり方や立地場所について審議をいただきました。その中で、立地場所は駅前で整備を求める声が多くを占めており、この意見を受け、改めて候補地から最適な場所を検討し、駅前Bブロックで推進することを5月28日の特別委員会で表明いたしました。

立地場所を選定するにあたり、各候補地に様々な課題がありますが、駅前で病院整備することは財政面で身の丈に合った整備を実現する上で、社会資本整備総合交付金を3か所の候補地のうち、駅前Bブロックのみ、最大10億5,000万円の交付が可能であること。他の箇所では既に借入れた病院事業債の一括償還が必要となるため、選定いたしました。

以上のように、これまで病院整備を進めるにあたり、その都度最善の判断を行ってきたことは間違いございません。

今後は、シンプルで経済的合理性のある身の丈に合った病院整備を市民、議員皆さん全員の願いである早期に実現するため、全力で市長としての責務を果たしていく所存でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 今お答えいただきました。

5月の17日の野洲病院整備運営評価委員会におきまして、委員からの主な意見の要旨として、立地場所の選定方法について様々なことが都市計画マスタープラン、様々な市の方向性を加味して議論をされておりました。そうした中で、最終的に委員長のコメントとして、さきの特別委員会からの提案は議長から正式に提案され、それを受けて議長から市長に正式に提案されたものであるということで、市長の諮問機関である当評価委員会において、ほかの案と同様に、駅前Aブロック案を評価しなければならないというような最終結論が委員長のコメントとして出ております。

そうした中で、やはりこの評価委員会の位置づけですね、私も傍聴しておりました。この評価委員の先生方は、駅前Aブロック5,400平米ですね、このAブロックが最適やというような意見がたくさん出ておりましたというように私は感じております。

そうした中で、この評価委員会の先生方の意見、これも市長の諮問機関であるわけですから、そうした先生方の意見をどこまで酌み取っていかれるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

そしてまた、病院整備の借入れ、先ほど述べられました。この借入額は土地代が10億7,300万円ということでございます。この病院債、これは土地代の金利、利息です。それから償還は何年なのか、その辺を再度お聞きしたいと思います。

以上、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただいまの鈴木議員のお答えを申し上げますけれども、2点目の金利と償還期限につきましては、後ほど分かり次第ご説明をさせていただきます。

評価委員会でいただきましたAブロックを含めた中の駅前ということに関しては、多くの委員の先生からも駅前でするのは有効ではないかということをお聞きいたしております。重く受け止めております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 先ほど申し上げました新病院整備事業債ですね、こうして文書に出されてされている以上、また提案もされているんですよ。そうした中で、市長たる者が、これぐらいのことははっきりと認識しとかな駄目だと私は思います。申し上げますよ。

10億7,300万円の土地代、これはいわゆるアサヒビールがあそこの全敷地、ちょっと面積を忘れましたが、12億5,000万円で用地取得したんですね。その中で病院敷地として10億7,300万円、これを病院敷地として病院事業会計のほうへ入れるということです。その中で、この利率が、これがもうびっくりするほど安いんですよ。0.01というような利率ですね、こんなもん恐らく想像もできないような利率です。そしてまた、実施設計の借入れ分に対しては利息が0.01、これは想像もできない、このようなやはり政府資金を有意義に活用して市の運営をしていかなければならぬということは、これは故実に決まっていますよ。償還は30年、こういうような有利な資金をうまく利用していくのが、これは市長たる方がやはりきちっとして取り組んでいかなければならぬというように私は思います。これぐらいのことはしっかりと頭の中に入れておいてください。

それでは、再質問に移りたいと思います。

野洲市南口整備に関連し、提案のBブロックでの新病院整備及びCブロックを含むAブロックのにぎわいの創出整備。先だつての特別委員会でCブロックということで私、市長にお尋ねしましたが、市長反論がなかったですね。Cブロックというのをご存じなかったと思うんですよ。正直におっしゃりなさいよ。

にぎわいの創出整備の両施策は、野洲市の将来を方向づける最重要課題であり、中でも病院整備はスピーディーでかつ中核病院としての重要な性格が求められています。野洲市民病院整備運営評価委員会の圧倒的多数の議員がAブロックを、先ほど申し上げましたが、主体とする整備が適正であると評価しております。こんな中、市長は評価を委ねた評価委員会の評価を完全無視し、駅前に病院は整備しない、Bブロックの整備は適性がないと明言したにもかかわらず、苦し紛れと思えるような唐突なBブロックでの病院整備提案、Bブロックに決めた経緯の説明を聞いていない。説得力のある説明を求めます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほどの再質問の鈴木議員のご質問の中で、繰上償還、病院債の件でございますけども、10億7,300万円、用地、平成30年3月借入れで利息は0.01%、償還が30年でございます。5年据置きというふうにお聞きいたしております。

それと、Cブロックについては確かに私も失念していた部分がございますけども、現自転車置場のところということで認識をしております。

それと、先ほど言われましたBブロックにしていったという理由でございますが、先ほど最初のご質問のときにも申し上げましたとおり、評価委員会のご意見を受けて、改めて3か所の候補地から最適な場所を検討した上で、いろんな課題はある中で検討した上で、駅前Bブロックで推進することを表明したと、決断したということでございます。それはなぜかということ、一番大きいのが財政面で、身の丈に合った病院を実現する上で、社会資本整備総合交付金を3か所の候補地のうち、駅前Bブロックのみ最大10億5,000万円の交付が可能であるということと、病院債の一括償還が他の箇所では必要となるということで、このBブロックということで決断をいたしました。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいまの市長の説明では、評価委員会の中でBブロックということが最適だという、私も17日の評価委員会で……。

○議長（東郷克己君） 鈴木議員、3回で一旦この病院整備については終わりになっております。分割ですので3回まで。一問一答でなく、分割で通告されていますので、今再々質問の答弁ですので、この1問目の南口整備については一旦終わりになります。2問目をお願いいたします。

○12番（鈴木市朗君） 分かりました。

では、最後に質問じゃなしに、これだけは申し上げておきたいと思います。

市民にとって必要な病院というのは、前提条件として持続可能な病院運営ということで、一定の収益による採算性の確保……。

○議長（東郷克己君） すみません、鈴木議員、発言も終わらないとということ。

○12番（鈴木市朗君） 分かりました。

○議長（東郷克己君） 2問目をお願いいたします。

○12番（鈴木市朗君） それでは、2問目のヤングケアラーの実態と対策についてお尋ねしたいと思います。

ヤングケアラーの法律上の定義はないが、一般に本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもとされている。厚生労働省は中高生の20人に1人が大人の代わりに家事、介護といった家族の世話を担っていると4月12日に調査結果を発表しております。世話に割く時間は1日平均4時間に及び、当事者からは学校生活や将来への影響を心配する声も出ている。調査は全国の公立中学2年と公立高校全日制の2年生を対象に、昨年12月以降に実施、回答数1万3,777人、その中で、世話をしている家族がいる、中学2年で5.7%、5万5,000人、高校2年で4.1%、4万2,000人、親や祖父母の介護に加え、幼い兄弟の世話も含めなどの世話が一番多かったが、兄弟の世話割合が一番高く、中学2年で61.8%、高校2年で44.3%。次に父母の介護で、中学2年で平日1日平均4時間、高校2年で3.8時間であった。7時間以上もそれぞれ1割を超えております。一人親世帯では、子ども1人で親の介護や兄弟の世話などを担うや、宿題や勉強の時間が取れないの回答を多い。ヘルパーなど福祉サービスの利用は、中高生とも1割を下回っております。

ヤングケアラーが直面する問題は、宿題や勉強の時間が取れない16%。自分の時間が取れない20.1%、睡眠が十分取れないが8.5%、友人と遊ぶことができないが8.5%、特にないが58.0%。

以上のことから、当市においても、同様実態が想定されるが、調査掌握はどのようにされておりますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、鈴木議員の本市のヤングケアラーの実態と対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本市では、現在のところ、ヤングケアラーに関する調査や実態把握は実施しておりませ

ん。

今おっしゃっておられるように、ヤングケアラーの法令上の定義はなく、実際に家事や家族の世話といっても、家族の中のお手伝いの範疇のものから、家族の世話のために学業や交友、友達関係に影響が出ているなど、様々なレベルがあるものというふうに考えております。

しかし、議員も質問の中で指摘されましたように、今回公表されました国の調査結果では、中学生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%の子どもが世話をしている家族がいると回答いたしており、その世話に費やす時間もそれぞれ平均4時間から3.8時間と、そのことで宿題や勉強の時間が取れない、自分の時間が取れないなどの影響を受けていることが明らかになりました。

この調査結果からしますと、ヤングケアラーに該当すると思われる子どもは、本市においても存在しているものというふうに考えています。

市の家庭児童相談室では、虐待などにより子どもの育ちに課題のあるご家庭のご支援を行っていますけれども、それらのご家庭の中には、様々な理由によって子どもが親に代わり食事の準備や家事を行っていたり、親や兄弟の世話をしているご家庭もございます。そういったヤングケアラーと思われる子どものいる家庭については一定把握をいたしております。家庭児童相談室をはじめ、学校など関係機関が連携して支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 今後において、例えば今のこの問題は厚労省の関係だけの話を私しておりますが、これは教育委員会も含めての話になってこようと思います。ですから、あなたたちが、その部署が学校へ調査に行けないでしょう。だから、教育委員会も当然それを行うべきですよ。だから、その辺はどういうふうにして、やっぱり調査されるんですか。例えば、朝1時間目の授業で眠たがっている子どもがいたら、そういうのがヤングケアラーの中に入っている可能性があると思うんですよ。

ヤングケアラーというのは、他の人に相談ができないような実態があるということ、相談したくても相談できない、そういう実態が目当たりにあるわけですから、ですからその辺はどのようにお考えなんですか。教育委員会も含めて。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 鈴木議員の再問にお答えしたいと思います。

教育委員会でも、ヤングケアラーについては非常に興味を持っておりまして、子どもたちの朝の様子であるとか、あるいは授業中の様子であるとか、そこら辺は絶えず学年の中で情報交換したり、あるいは教育相談担当というのがいるんですけども、その担当者に集約をしたりして対応しているところがございます。

また、データが中学校2年生、厚生労働省が調査をしたというのがありましたので、野洲市でも中学校2年生、3中学に依頼をして、簡易調査、厚労省ほど詳しい調査ではないんですが、簡易調査をしましたところ、野洲の場合、1つの中学校だけ今回答をいただいているんですが、2.1%いるという状況でございます。

その辺もありまして、やはり鈴木議員言われているように、私たち大人がそういう支援をいろんなところと連携しながら取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 続きまして、再質問を行います。

関連して問います。厚労省は3月に文科省と合同プロジェクトチームをつくり、支援策を検討するとあります。また、地方レベルでも支援策、例えば今年度ヤングケアラーだった当事者、識者による出張授業や教職員向けの研修を行うなど、具体的動きが報道にある。この問題は、少子化、高齢化の当市においても難しい課題である。どのような対応をされるのか、お聞きしたいと思います。

これ2回目だな、まだ。

○議長（東郷克己君） 今ので3回目。

○12番（鈴木市朗君） 分かりました。

それなら3回目、もう一つ、教育長にお尋ねいたします。

教育基本法の第4条、すべて国民は、ひとしくその能力に応ずる教育を受ける機会を与えなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位または門地によって教育上、特に経済的な部分ですね、教育上差別されないというようなことが教育基本法の教育の機会均等ということで4条にうたわれております。こういう私が再質問いたしましたのと教育の機会均等について、教育長の所感をお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 教育の機会均等につきましては、日頃から学校、園、本当にそ

れが保障されるようにということでお話をしています。特に、教育を受ける権利というのは人権問題の中で最大の大きな命の次といたしますか、大きな課題であるというふうに考えておりますので、人権のまち野洲という中で大きな位置を占めているというふうに捉えております。

ヤングケアラーの課題につきましても、ちょっとつい最近出てきましたので、この定義も法的にはまだはっきりしていませんので、そこについては今後は職員、教職員の研修を持って支援に当たりたいというふうに考えております。

今、埼玉県が県を挙げてまず調査をするというふうな動きをされていますので、そういうのを見ながら、野洲市としてもどういうふうに対応していくのか、それから教職員の研修も含めて、関係機関と協議しながら、連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） 鈴木議員のこれからどのようにしていくのかというご質問ですけれども、今教育長申しましたように、国の報告書でも埼玉県では先に実態調査をされて、それが有効ということで、国のほうではこれを全国展開していくというような方針も出されておりますので、その動向を見ながらですけれども、たちまち、やはりヤングケアラーの問題は、周りの大人たちがそのことに気づいてあげて支援をしてあげる、それから調査結果で出ていましたように、ヤングケアラーということを知らない子どもたちもたくさんいますので、またそういった子どもたちがしんどいときに、やはり手を挙げて相談していいんやでということをやはり認識してもらうことが大事かと思っておりますので、教育委員会も含めまして、市の関係部局ですとか、また地域で民生児童委員さんとかに、こういったヤングケアラーの問題について啓発ですとか、研修のほうを行っていったらというふうに考えております。

以上です。

○12番（鈴木市朗君） はい、ありがとうございます。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第2号、第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛です。

ヤングケアラーについて質問をいたします。

ただいまの1番目の鈴木議員と同じテーマですので、重複する部分もあろうかと思いま

すけれども、ご了承願いたいというふうに思います。

最近、ヤングケアラーという言葉をよく聞きます。ヤング、若いとケアラー、世話する人を組み合わせた言葉で、イギリスで生まれたというふうに言われています。

日本ケアラー連盟などによると、大人が担うような家事や病気や障がいがある家族の介護を日常的に行っている18歳未満の子どもを指すとされています。

厚生労働省、文部科学省のホームページでは、法令上の定義はありませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされていますと掲載をされています。

4月12日の京都新聞では、以下の記事が掲載されました。中高生を対象としたヤングケアラー全国調査、兄弟や家族の世話をする18歳未満の子ども、ヤングケアラーの支援に向けた厚生労働省と文部科学省による初の実態調査で、世話している家族がいるとした中学生が5.7%、約17人に1人です。高校生が4.1%、約24人に1人です。いたことが12日分かった。クラスに1人から2人いる計算で、うち2、3割が父母を世話し、理由は身体障がいが多かった。厚労省の担当者は、予想以上に多いとしている。学業や進路に影響し、同世代からの孤立を招くとされるが、6割超が誰にも相談したことがなく、担当者は問題が知られておらず、適切な支援につながっていない可能性があるとしている。

また、同じく京都新聞の4月15日の記事では、以下のとおりヤングケアラーが取り上げられています。家族の世話を追われる子どもたちの実態は明らかになった。国が初めて実施したヤングケアラーに関する全国調査によると、中学生の17人に1人に上り、高校生も含めて1日7時間以上を費やす生徒が約1割もいた。学習や健康に影響するだけに、子どもたちの置かれた困難な状況を社会全体で認識し、大人たちが支援の手を広げることが必要だ。ヤングケアラーは、家事や家族の介護、世話を日常的に行っている18歳未満の子どもを指す。実態調査は、厚生労働省と文部科学省が連携してウェブで行い、中学2年生と全日制高校2年生の計1万3,000人弱から回答があった。中2の5.7%、高2の4.1%が世話をしている家族がいるとした。対象は中2では兄弟が約6割を占め、身体に障がいがある父母や認知症の祖父母をケアしている子どもたちの姿も浮かんた。見過ごせないのは、勉強する時間が取れない、睡眠が十分に取れないとの回答だ。高2の約5%が進路の変更を考えざるを得ない、変更したとしている。ヤングケアラーの過酷な状況が示された。ただ、約6割が誰にも相談した経験がないという。成長途上にある中高生たちが直面している問題は、これまであまり認知されていなかった。今回の調査は回収率が低

く、実際はもっとヤングケアラーがいる可能性がある。大学生や20代にも広げれば、対象者はさらに増えようという記事であります。

ヤングケアラー問題に詳しい大阪歯科大学の濱島先生、専門は社会福祉学ですがけれども、は、調査結果は氷山の一角、家のことを手伝っているとして、プラスの評価をされることもあり、実態がつかみづらいとしています。

また、調査では中学生の8割以上がヤングケアラーという言葉を知ることがないと回答しており、支援を受けるべき子ども自身が気づいていない可能性もあります。何でもそうなんですけれども、気づきが大事だと思います。気づかなければ、課題として取り組まれないということになります。

日本のヤングケアラーが抱える問題点はこういったところにあるのか考えてみると、以下のようなことが考えられます。年代的に勉強や部活に忙しい時期です。この時期に、家事や家族の介護に追われるようでは学業に悪影響を及ぼすことは必至です。遅刻や宿題忘れ、欠席や部活動に参加できなくなることによる体力、健康面への影響、友達と遊ぶ時間が取れず、コミュニケーション能力の低下を招く可能性もあります。また、大学入試と重なるタイミングの場合、介護負担が子どもの進路を大きく左右することも考えられます。先ほど紹介した中であつたように、高2の約5%が進路の変更を考えざるを得ない、変更したとしています。

こうした中、大阪市では5月にプロジェクトチームも発足させました。市民にヤングケアラーという言葉や存在を知ってもらうため、内部で検討されているのが大阪ゆかりの漫画、「じゃりん子チエ」を活用した啓発です。大阪の下町を舞台に、小学5年の女の子、チエが周囲の大人や子どもたちとの人情あふれる人間関係の中で、たくましく生きる姿を描いた作品です。働かない父親に代わり、ホルモン焼き屋を切り盛りする様子はヤングケアラーと言えると思います。ただ、市職員の間でも評価は分かれているといいます。

いずれにしても、啓発は重要と思います。

そして、深刻なのは、繰り返しますが進学や就職など、人生の節目に影響を与えるケースが報告されていることです。

濱島先生によりますと、小学生のときから精神疾患のある家族の世話を強いられた女性の場合、学校に通うことができなかつたため、10代後半で確認されたときには読み書きができない状態だったといいます。流行の話題についていけず、うまく友人関係がつかれず、孤立する事例も珍しくないとのことでもあります。人生の基礎を築く時期を失うと取り

戻すのは容易ではないと濱島先生は指摘しています。啓発、それもヤングケアラー本人が気づくための啓発が必要と考えます。

というのは、日本ケアラー連盟がヤングケアラー問題について実施した調査によると、学校の教員が生徒の介護負担に気づいた原因で圧倒的に多かった理由は、本人からの話でした。そして、学校を休みがちになる家庭訪問で判明したなどの理由はさほど多くなかったということでした。この点が、生活困窮の問題とは少し異なる点でございます。介護者である子どもが周囲に悩みを打ち明けることがいかに重要であるかを示している結果とも言えます。紹介した新聞記事にあったように、6割強の子どもが誰にも相談したことがない。中学生の8割以上がヤングケアラーという言葉聞いたことがないと回答しています。

そこで、以下のことを質問いたします。

まず1点目ですけれども、ヤングケアラー問題に対する認識を伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、山本剛議員のヤングケアラーについてのご質問のうち、1問目のヤングケアラー問題に対する認識についてお答えをいたします。

先般、新聞などで報道されましたように、厚生労働省はヤングケアラーを次のように位置づけをされております。先ほどから鈴木議員のほうからもありましたけれども、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもということでございます。

しかし、今回の調査の年齢や成長の度合いに見合わないとか、本来大人が担うということは人によって判断が変わってくるところでございます。また、かつて子どもなら誰もがしていた掃除や買物といったお手伝いのレベルまでをケアに含めてしまったり、親や祖父母の手助けや手伝いを頼む親を問題視する風潮につながりかねないという危惧もあると思われれます。

したがって、このヤングケアラー問題は子どもたちの生活実態や学校生活の様子をきちんと踏まえて判断しなければならないと考えております。教職員をはじめ、私たち大人がしっかり見守ることが一番重要であるというふうに捉えております。もちろん、子どもたちが同居家族の世話や介護をしなければならないことで学業や学校生活に影響が出たり、あるいはその家族が地域の中で孤立をされるような状況であれば、学校や地域、行政が連携し、適切な支援を行うべきであるというふうに考えます。

さらに、厚生労働省は18歳未満という年齢を対象としていますので、小中学校のみならず、高校とも連携し、ヤングケアラーの早期発見に努めていくべきであるというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 非常に的確にお答えをいただいたというふうに考えております。教育長もおっしゃったように、これは非常に捉え方が今のところ難しいというのは、文部科学省、厚生労働省とも同じような考えをしております。

おっしゃったように、家事を手伝う、家のことを手伝うという範疇なのか、ヤングケアラーなのか、その線引きが非常にやっぱり難しい。これは一律に私は線が引けるようなものではないというふうに思いますし、これはもうケース・バイ・ケースであるなというふうに思います。

ただ、先ほどの調査の中で、見過ごせないということで新聞の記事にあったように、高2の約5%が進路の変更を考えざるを得ない、変更したと、ここまでのケースに至る場合、私これはもう明らかにヤングケアラーに該当するであろうというふうに考えます。これも、昔はそういうことは当たり前だったというようなこともおっしゃる方もおられますけれども、やはり現在においては、この5%というのは私はやっぱり大きいというふうに思いますし、本人の責任以外、本人の能力や責任や、自分のことに関すること以外で自分の進路を変更せざるを得ないというような子どもが5%いるということは、これはやっぱり私は大人としては重く受け止めなくてはいけないなというふうに考えております。

先ほど教育長がお答えいただいた中で、まだ中学生の全部からは回答いただけてないというふうなことだったんですけれども、今回回答いただいている部分でいきますと2.1%とおっしゃいましたね。2.1%がヤングケアラーかもしれない、あるいはヤングケアラーだというような回答が返ってきたと。これは現にヤングケアラーの問題が野洲市にも存在することの証拠であるというふうに考えております。

いずれにしても、ヤングケアラー、大人がどれだけ子どもの様子をきちんと見て支援をしていくかというようなことが問われているなというふうに思います。

これ、今の話ともちょっとかぶるんですけれども、改めて2番目の質問で、ヤングケアラーは市内にもいると考えますけれども、どの程度把握しておられるか、先ほどとかぶりますけれども、再度の回答をお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山本議員の2問目、ヤングケアラーの市内での把握についてお答えをいたします。

市内の小中学校にヤングケアラーが何人いるかということは、詳しい調査を実施していないため、お答えをすることはできません。

ただ、今回の厚生労働省の実態調査で示されましたように、中学校2年生で17人に1人、全日制高校の2年生で24人に1人というヤングケアラーの数は、実際に学業や学校生活にまで影響が出ている子どもが野洲市内にもここまでの割合にいるとは考えておりませんが、先ほど申しましたようにいることは確かであるというふうに捉えています。

そこで、新聞記事にヤングケアラーの記事が載りましてから、1つの中学校にサンプルで一遍調査をお願いしたいということで依頼をしました。その中学校の結果をいただきまして、中学校2年生で行いました簡易調査、厚生労働省ほど詳しい調査ではないんです。しかも、学校の先生自体がどれをもってヤングケアラーと認定するんかということがなかなか難しかったので、学校教育課とその中学校でのやり取りを大分やりまして、ネットでいろんな具体的な漫画が書いていたりとか、そういうのも使いながら、こういうのをヤングケアラーというんやということで子どもたちに説明もしてもらいながら調べた結果が、2.1%という結果でございました。あとの2中学についてはまだ回答を得ていないので、はっきりしないんですが、ただ回答いただいた1つの中学校について、はっきりとヤングケアラーであるというふうな認識でいたのが2.1%であるというふうに捉えています。

ただ、それに加えて、1割強の子どもたちが分からないというところに丸をつけておりますので、その中でもひょっとして自分はここに入るのかなという、もっと面談とか丁寧に見ていくと、もう少しその数字は上がってくるのではないかなというふうに思っております。

いずれにしても、ヤングケアラーに該当する子どもが市内のそれぞれの中学校にいることは確かでございますので、こうした子どもたちが充実した学校生活を送れなくなったり、あるいは学業に支障が出たりしないように、福祉関係の部局とも連携して子どもたちの支援に取り組んでいきたいというふうに考えています。

それから、議員もお話しのよう、この問題は私たち大人の問題であるというふうに捉えています。学校はもとより、私たち大人がこうした困っている子を見つけ出す力をつけることが、まず最初は大事ではないかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 野洲市でもちょっと実態評価に努めていただいているということで、現在判明しているのが2.1%、このパーセンテージがまた増える可能性もあるということと、先ほどから私も言っておりますし、教育長もお答えもいただいているかと思うんですけど、線引きがはっきりしない。ヤングケアラー問題の一番ちょっと難しい点がここかなと、線引きがはっきりしないので、もうケース・バイ・ケースで見ていかざるを得ない。ということは、より丁寧に今おっしゃったように面談、単なるアンケートではなかなか把握しづらいと思いますので、気になる子どもについてはもう面談をしてでも把握をするというようなことが求められているのではないかなというふうに思いますし、今、教育長のおっしゃった中で困っている子というふうにおっしゃったのが私は言い方としては正しい言い方であるなというふうに思うんです。

というのは、学校の例えば先生方からして、いわゆるそのヤングケアラーの状態になっている子どもたちが、あるいは世話をしているがために寝坊をしたりとか、自分のことがおろそかになって忘れ物をしたりとかいうようなことで、現象面だけ見たら困った子というふうに捉えがちになるんですけれども、そうではなくて、今教育長おっしゃったように困っている子なんですね、その子が困っているんですよ。ヤングケアラー、当事者のその子どもが。自分のことができないから、介護に追われて自分のことができひんから忘れ物をする、寝坊をする、いろんなことが出てくる。そういった状態から脱するための支援がやっぱり求められているなというふうに考えます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

ヤングケアラー問題について、子ども、18歳以下及び市民への周知、啓発についての考えを伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、子ども及び市民への周知、啓発についてということでお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも申しましたけれども、やはりヤングケアラー問題については、ケアが必要な子どもに周りの大人が気づいて、必要な支援につなげるのが非常に重要であるというふうに思っております。

また、ケアの必要な家族や子ども自身に自覚がなく、支援につながりにくいという課題

もありますので、家族や子ども自身が周囲に悩みを打ち明けることができるようになることも重要だと考えております。

昨年度には、児童虐待に関わる機関であります要保護児童対策地域協議会、これは児童相談所や民生児童委員などの外部機関と、それから市の関係各課で構成している協議会ですけれども、その協議会の実務者に対しまして、ヤングケアラーの定義でありますとか、ヤングケアラーへ適切な支援を行っていく必要があることについて周知をさせていただきました。

国のプロジェクトチームの報告書にも、ヤングケアラーに対する支援を進めていくためには、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが極めて重要であり、来年度からの3年間を集中取組期間として、広報、啓発の推進や、福祉や教育分野など関係者への周知、広報、研修を行うというふうにされております。

このことから、市におきましてもそれら国、県の動きを注視しながら、子どもの家庭環境の実態把握に努めるとともに、関係機関もヤングケアラーについての理解度を深めて、子ども自身が困っているときに相談しやすい環境づくりなどに教育委員会や福祉部局など関係機関が連携しながら、周知、啓発に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいたように、現時点でも周知については努めていただいているということで、今後一層それを継続、拡充していただきたいというふうに思います。

先ほども言われたと思うんですけども、埼玉県がやっぱり先行した取り組みをされているなというのは私も思いました。埼玉県では、2020年、令和2年の3月31日にケアラー支援条例というのが施行されております。その中で、ヤングケアラーに関する条項もありますし、それから今言っております広報及び啓発の部分についても盛り込まれております。今政策監お答えいただいたように、国のほうもヤングケアラーのその周知、ヤングケアラーという存在、あるいはこれは言葉も含めてと思うんですけども、言葉、存在のその周知、知ってもらうということをやったり国も方針として上げているということですので、県、そして我が野洲市でも先ほど言いましたように継続、拡充して取り組んでいただきたいというふうに考えます。

現在コロナ禍でありますし、そういった中でも、このヤングケアラーの問題、恐らく増

えることはあっても少なくなることはないのではないかなというふうに私は考えておりますし、そしてまた、コロナ禍以前から進行しております日本の高齢社会、高齢者が増える、その中で子どもは増えない。言ったら、数少ない子どもが多くの高齢者を支えるような社会構造になっておる、そういった中で、個々の家族であったり、その中でもヤングケアラーの問題というのは、これからは、今はちょっと顕在化していない面も多いと思うんですけども、潜在化しているんですけども、これからこの問題はもっと顕在化してくるのではないかなというふうに考えます。

いずれにしても、大人も子どももこの話を知ることが大事ですし、一番大切なのは、当事者がそのことを知る。そして、その当事者が大人に対して支援を求めるような仕組みづくり、それが求められていると思いますし、そのことを含めて、継続をしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第3号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 第2番、新誠会、山崎敦志です。コロナワクチン接種についてと8号バイパスについてということで、2点質問させていただきます。

コロナ感染の収束が見えない状況が続いています。市においては、コロナ感染対応として、市立野洲病院において発熱外来の設置、PCR検査、ドライブスルー検査実施、コロナ病棟設置などに取り組み、5月10日より65歳以上を対象にワクチン接種が開始されました。日々陽性者の報告がされる中、医療関係者並びに市職員のご苦勞、頑張りに感謝いたします。市長はじめ医療関係者、職員が高齢者早期ワクチン接種実施を検討され、6月8日付通知で、新型コロナウイルスワクチン高齢者接種加速化対策の概要が示され、7月末の高齢者接種完了を目指されています。接種手続等について及び今後の方針について伺いたします。

1つ目、第2接種会場開設により、65歳以上ワクチン接種予約、約5,200人へ通知を出され、不都合と回答があった方のみ架電するとありますが、日中不在にはどのような対応を取られるか伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、山崎敦志議員のコロナワクチン接種についての質問をうちの1問目、予約変更の通知に対して不都合と回答された方への架電について、日中不在者への対応をお答えさせていただきます。

予約日程の調整に係る日中不在者への対応ですけれども、本市におきましては7月中の高齢者の2回目接種の終了を目指しまして、2回目の予約が8月以降となっている方の予約日時を前倒しするために、対象となる方には市が指定をさせていただきました接種予約日時を通知して、接種予約日時変更承諾可否等の報告書の返送をお願いしているところでございます。昨日までに5,300通ほど結果として通知をお送りして、4,000通ぐらい返事が来ているところでございます。

指定日時とは別日の調整が必要な方につきましては、平日の昼間に連絡がつく電話番号とその時間帯の記入をお願いしておりますので、基本的にはコールセンターからの電話連絡で対応できるものと考えておりますけれども、先ほど野並議員の質問の中にもございましたように、個別に配慮が必要なケースにつきましては、可能な限り柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

今質問の中で野並議員言われたやはり連絡が取れない、取りにくい方に対してどのような対応をしていただくかということまでいただきました。2回接種を7月に完了するために、今7月31日までに野洲病院で2回目を予約されている方は、今回の第2接種会場には回らないんですけれども、実際それでいくと、目安でいくと、野洲病院で当初、7月10日以降の申込者が3週間後というを超えてしまうということで、かなり、比較的予約された方よりも5,200人と多いということなんですけれども、第2接種会場での平日、土・日の接種人数目標はどのぐらいにされていますか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 山崎議員の再質問にお答えいたします。

第2接種会場、中主のイオンタウンに予定をしておりますけれども、平日が午後のみで360人程度、土曜日、日曜日につきましては午前、午後合わせて1,000人以上の方に接種をする計画をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） それでは、平日は午後、多分開業医さん、土・日も医師会からの応援ということになって、今現在、市立野洲病院で当番制で開業医が応援に来られていま

す。それプラス第2会場、イオンタウンのほうに医師、看護師等の確保は、今世間で言われている開業医さんのいろいろな種類の方、範囲の方をお願いされているのか、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 第2接種会場での医療従事者等の協力につきましては、議員ご指摘のとおり、現在市立野洲病院のみで行っていますが、こちらにつきましては、月1回程度で市内の開業医の先生方にもご協力いただいておりますし、もちろん市立野洲病院の先生、看護師さんにもご協力をいただいております。併せて、7月から第2接種会場を開設するんですが、この開設に当たりましては、市内開業医の先生方にさらに協力をお願いするような形で現在通知をさせていただいているところです。また、併せて看護師につきましては、派遣制度、民間あるいは県含めまして派遣制度というのがございますので、こういったことの利用も含めて現在調整をさせていただいているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） では2つ目、接種予約について、特老、老健施設入所者、また医療関係機関入院者に対する予約対応、接種方法はどのように進められているか確認させていただきます。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 山崎議員の2つ目のご質問ですね、特老、老健施設入所者、あるいは医療機関への入院者への予約対応、接種方法についてお答えをさせていただきます。

基本的には施設入所者、あるいは病院に入院されている方についてはそれぞれの施設、医療機関が判断をされるものでございますけれども、現在、市内では既に施設内、特に介護施設の入所者の接種を進めておられる老人保健施設もございまして、今後市内の特別養護老人ホーム等につきましても施設内での接種に向けて調整をさせていただいているところでございます。

また、医療機関への入院患者へのワクチン接種につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように医療機関が判断されるというふうに考えておりますので、医療機関に直接ご相談いただくようにご案内をさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 一般予約のほうにも係るんですけど、今回県内でも市内でも各ボランティアが支援されたと聞いています。地域の公民館で手続ができない方あれば来てくださいという形でやられています。個人がネットでやったり電話で予約したりしているときに対して、私のところにも相談があったのが、1回目接種から3週間を超えて接種する。曜日が空いている早い日に予約を取れるよというようなことで相談を受けたんですけど、実際自分でやられたときに、1か月を超えてなっていたと。たまたまそれ、今回7月の20日ぐらいで、8月の後半になっていた人なんですけれど、第2接種会場できたから、前言ったんですけど、その辺の窓口に電話して、この辺はどうなるんですかという健康福祉センターに電話して問い合わせたときに、県のどこどこに聞いてください。もう一度電話したら、1回目を接種したときに2回の変更を言ってください。結局、今回第2接種場ができて早く接種できるようになったんですけど、その間、病的な要因がある人だったからパニックになったような状況があったんです。だから、そういう個人で困っている人に対して、健康福祉センターの電話だと思うんですけど、対応がもう少し丁寧にやっていただけなかったかなとは思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 対応が不適切であったということで、まずもっておわびを申し上げます。

健康福祉センター、コールセンターのほうにつきましては、基本的にはマニュアルに沿ってのお答えになりますので、一定個々具体的なケースについてはお答えいたしかねる場合もあったのかなというふうに思っております。福祉センターのほうに直接電話があった部分につきましては、折り返しの電話も含めて可能な限り丁寧な対応をさせていただいているというふうに考えておりますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 3つ目、市内の高齢者接種会場、市立野洲病院に入院されている患者さん、高齢者に対する院内病室接種は検討されているのかを伺います。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 山崎議員の3点目の市内高齢者施設と病院においての入院患者に対しては院内病室接種についての検討についてお答えいたします。

市立野洲病院に入院されている患者さんへの新型コロナワクチンの接種につきましては、

病室接種での実施に向けて既に取り組みを進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 聞くところによると、もう既に今回答いただいた内容のことも情報入っています。ただ、多分担当知っておられると思うんですけど、守山市については開業医のかかりつけ医に野洲市の人が行ったときにも申し込んで、予約カードを持って行って接種してもらえろというようなことがあります。市立野洲病院でもこの前いろいろな統計が出ていますけど、市内だけの人じゃなくて、市外の人も入院されているんですけど、そういう人たちに対する取扱いはどのようにされていますか。

○議長（東郷克己君） 市立野洲病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（市木不二男君） 山崎議員の再度のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘いただいていますように、入院患者さんについては住所地市外の方も入院されておられますので、住所地からのワクチン接種の予診票及び接種クーポンが届いている方につきましては、接種を希望されて、主治医が接種の許可を出している方を対象として取り組むこととしておりますので、市内在住かどうかの区分は設けておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 4点目、7月末までに65歳以上高齢者接種が完了し、次に基礎疾患のある方の予約、接種と進められるが、かかりつけ医診療所での基礎疾患のある人に対する接種の実施はされるのか、検討事項だと思いますけど伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） かかりつけ診療所での基礎疾患のある人に接種を実施されるのかとのご質問にお答えをいたします。

本市では、市立野洲病院ですとか、あるいは7月に開設予定をしております第2接種会場での集団接種によるワクチン接種の促進を主体に考えているところではございますけれども、今後個別接種についても一定の取り組みが必要というふうに考えておまして、現在、市内の診療所に意向調査を実施して調整をさせていただいているところでございます。個別接種を実施するとお答えになった診療所におかれましては、主治医の判断によりまして、基礎疾患のある方も接種は可能というふうに考えております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 5番目、滋賀県は65歳未満向けワクチン接種に関し、福祉施設職員や警察、消防職員、教職員、保健師など、約6万人を対象に大規模接種会場を南部と北部に2か所設置し、7月10日をめどに接種を始める発表がされました。予約が7月1日から受付されますが、大規模接種会場を選んだ場合も接種予約券が必要となる。今回の感染リスクの高い職種者への接種予約券発送は、市としてどのように進められるかを伺います。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） クラスターリスクの高い職種者への接種予約券の発送についてお答えをさせていただきます。

本市では、一般のワクチン接種対象者に対しまして、7月1日に接種券を一斉に送付する予定で、現在既に外注によりましてその準備を進めているところでございます。つきましては、クラスターリスクの高い職種等の方に個別に接種券を送付するという事は、現時点では予定をしております。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ということは、7月末をもって市内の65歳以上が終わった場合には、今会場として第2会場を設置されています。そこと市立野洲病院で64歳以下の基礎疾患のそういう感染リスクの高い職種の方も同じように予約を受けるということになるんですか。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 7月1日に接種券を発送いたします。7月中は、先ほども言いましたように高齢者の接種を7月中に終えるために、一旦7月1日から10日を、8月以降に予約が入っていた高齢者の1回目の接種、7月21日から31日の間に2回の接種を集中して行うこととしております。この隙間の11日から21日につきましては、ちょっと現時点での予定ではございますけれども、まず基礎疾患のある方を優先的に予約を受付けていこうかというふうに考えております。一般の方につきましては、8月1日以降順次第2会場、それから市立野洲病院ではちょっと健康に心配のある方など、病院で接種をしたいという方の受入先として現在考えているところでございますけれども、おっしゃ

るように、クラスターの可能性がある職種者への接種につきましても8月1日以降ということになります。

以上です。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 予約券、一斉に送られるのはいいと思うんですけど、予約、それは市町の判断によるんですけど、若年層、学生の多い、移動の多いところは20代30代を優先して打ちましようよと。当然基礎疾患がある方は優先しますよと。受付を日を変えて範囲を決めて、そういう人を優先的にやるとかという今回のやり方ではないということですよ。一斉に予約券を送るから、基礎疾患を優先するけれど、職種も関係なしに、ある程度、全ての人の受付をやるという、そういうような形になりますよね。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 接種券につきましては、7月1日に一斉送付いたしますけれども、予約の受付につきましては、ちょっと差を設けまして、基礎疾患のある方につきましては7月7日から先行して予約の受付を開始する予定をしております。その他の方につきましては、7月の12日から予約を受け付ける形、これはあくまでも自己申告でチェックをしていただくという形になりますけれども、そういった形で差をつけて予約の受付をしようというふうには考えております。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 6番目、コロナ感染収束が見えないために、感染拡大対策として学校行事等規模縮小、行事中止の措置が取られています。今年度の予算では、小中学校の修学旅行キャンセル料、実施3週間前のプラン等に対する費用を計上していますが、修学旅行を実施または中止する判断基準について伺います。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山崎議員のコロナワクチン接種についてのご質問のうちの6問目、修学旅行の実施中止の判断基準についてお答えをいたします。

まず初めに、修学旅行は運動会や遠足、あるいは中間テスト、期末テストなどのように学校の教育課程の1つでございます。ですから、その実施する、しないは、本来学校が判断するというところでございます。その上でお答えをいたしたいと思っております。

修学旅行の実施、中止につきましては、県教育委員会は判断基準を示しておりません。したがって、本市としましては、修学旅行を実施するのか中止するのかの判断基準を、

県が進める「コロナとの付き合い方滋賀プラン」のステージに求めています。

現在、滋賀県はステージ3、警戒ステージとなっていますので、本市として修学旅行の実施は学校判断に任せるというふうにしています。

今後、県内の感染状況が拡大してステージ4の特別警戒ステージになれば、教育委員会と学校で協議をして、中止をする方向で検討を進めていくというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） そうすると、今年度、もう多分日帰りで中学校が実施されたとかいうのも予定で聞いていますし、今年の当初実施する、しないは学校の判断になりますけれど、教育委員会としては小中学校の修学旅行の今年度の予定とか、そういうものは把握されていますか。

○議長（東郷克己君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 各学校の修学旅行につきましては、全て教育委員会は把握しております。ただ、1学期に実施予定だったところで、実施をしましたのは4月の27、28日に1泊2日で野洲中学校が、行き先は本来は沖縄だったんですが、県内各地5クラスが7コースに分かれて、バスで1泊2日で実施をしております。それ以外の学校につきましては1学期は見合せて、2学期に実施するという事で聞いております。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 学校行事もいろいろと中止等々があったり、今教育委員会の関係になるのか分からんけれど、やはり夏の人権研究会とか、ああいうものが先生方、かなり夏場に向けて詰めて取り組んだりやってはります。やはり、そういうなんもやり方を検討いただいて、やっぱり子どもたちも参加できるようなそういう基礎教育の当たるもの、人権教育に当たるようなものも学校サイドだけでもできないことがありますので、いろいろと関係機関から外へ出ていかなくても、講師を派遣して勉強させてやるとか、そういう機会、思い出になる学習をコロナ禍ですから考えてやってほしいというように要望して、質問、1問目を終わります。

○議長（東郷克己君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） すみません。先ほどの山崎議員のクラスターリスクの高い職種者への接種予約について、若干補足をさせていただきます。

私、基礎疾患のある方のみを先行して接種するというふうな答弁をさせていただきまし
たけれども、基礎疾患のある人などとなっております、この中には高齢者施設等に従事
している人も含まれておりますので、そのことを申し加えさせていただきます。

以上です。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山崎議員、質問を続けてください。

○2番（山崎敦志君） では質問の2点目に入ります。

国道8号野洲栗東バイパスについてお伺いします。

当初、滋賀国民スポーツ大会2024年度供用を目標に取り組んでこられましたが、今
般、防災減災国土強靱化に向けた道路5か年プログラムにおいて、令和7年、2025年
秋供用目標と示されました。

そこで、今後は慢性渋滞解消のため、国道8号野洲栗東バイパス整備促進期成同盟は一
日も早い供用を要望し続けていただきたい。野洲工事区区間自治会、地権者、自治会に対
し、工事中の問題点等を説明され、改善対応されています。しかし、地権者よりの問題点
に対する対応について、国道事務所へどのような対応をされているか伺います。区間別で
工事業者が異なっているため、区間工事完了後にトラブルが発生した場合、どのような対
応をされておりますか、お伺いします。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 山崎議員の国道8号野洲栗東バイパスについてのご質問
の1点目、工事区間完了後にトラブルが発生した場合の対応についてのご質問にお答えを
いたします。

現在、国道8号野洲栗東バイパスは関係自治会の皆様、また事業用地をご協力いただき
ました地権者の皆様のご理解、ご協力をいただき、事業を順調に進めさせていただいてい
るところでございます。

国道8号野洲栗東バイパス整備事業では、事業用地の取得によりまして農地が分断され、
形状が変わり、圃場の乗り入れ位置が変更になったり、水田の漏水が発生するなど、一部
の地権者の方々にはご迷惑をおかけしているところでございます。

市といたしましては、こうした状況をお聞きした場合は速やかに現場確認を行い、滋賀国道事務所に連絡をいたしまして対応いただいているところでございます。

今後も工事を進めるに当たりましては、ご迷惑をおかけしないよう努めてまいります。万一、工事による問題等が発生しました場合は、本市にご連絡いただきましたら、滋賀国道事務所と連携をいたしまして、速やかに対応させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 工事完了という名目でお聞きしたんですけれど、やはり附帯工事等々バイパス沿いいろいろな工事がなされていますけれど、それに対して道の通行区分の変更とか、いけば今大きな工場用地の中に橋脚を設置するために、今後また地質調査等々やられると。それに関して、近隣の方についてはかなり関心を持たれております。

前回小島線の下を抜く出口のところで処理できてない汚染物が出たということが言われていますので、この橋脚もそういう地質調査をやって橋脚を入れられる場合に、担当部署としてどのような対応を考えておられるかお尋ねします。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） いろいろな工事、今おっしゃっていただきましたようにございますけれども、まずは皆様のご理解がいただけるよう丁寧な説明に努めまして、ご理解をいただきながら、ここは滋賀国道事務所と連携して取り組んでいくところでございますけれども、そのように努めて進めてまいりたいと考えております。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 2点目、8号バイパス地権者説明会において、仮設道路、生活道路としてどこになるのかな、三上から中畑のほうへ抜ける農道と交わっているところなんですけれど、仮設道路等設置されて、生活道路という面が強い。買物に行く地域の方が通る、ふだんは通らないけれどという名目で整備していただいた道ですけれど、当初はない計画でしたけれど、要望で生活道路として仮設をつけていただきました。そこを生活道路という意味で地域の方が利用されているときに、営業車が通行して、高齢の住民がちょっとどいてくださいとかいう、そういうことが頻繁に起こるということを聞いています。その辺の不安に対して何らかの対策は、現地確認していただいたんですけれど、その辺の対策についてお伺いします。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

ご質問いただいております仮設道路は、地域の皆さんの今おっしゃっていただきました生活道路でございますが、これは市道三上市三宅線と市道市三宅妙光寺線を結びます市道中畑大中小路線でございます。近隣自治会の皆様が生活道路として利用されている道路でございます。

国道8号野洲栗東バイパスの工事によりまして、工事区域内の市道が通行止めになりますことから、近隣自治会のご意見、今おっしゃっていただきましたご要望を頂戴いたしまして、工事が完了するまでの間、一部仮設道路として供用しているところでございます。

営業車両の通行等によります苦情等は現在のところ直接お伺いをしているところではございませんけれども、今おっしゃっていただきましたように、営業車両の通り抜けが増えているということでございますので、安全対策といたしまして、滋賀国道事務所と協議をいたしまして、歩行者の方への注意喚起や、また営業車両の通り抜けをご遠慮願う旨の看板を設置するなどの対応を考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 日中その頻度ということがありますので、極力営業車両が通らないよう、朝の通勤はやはり8号バイパスの完成がまだ先ですから、8号線が混むと、あの道から車が抜けてくるというのは以前と変わらず多数ありますから、高齢者はその時間帯は通りませんので、日中だけの問題ですので、看板を立てていただくことによって啓発、注意喚起ができればいいかなと思います。

次に、バイパス工事の計画当初、地権者説明会においてバイパス沿道用地を開発のため、農業振興地区内農用地域内農地（青地）から、農用地域外農地（白地）を考えているという話が出ていたということで聞いています。市として地権者の要望は何か、その時点で確認されたことがございますか。

○議長（東郷克己君） 都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 3点目のご質問でございます。

国道8号野洲栗東バイパスの沿道の土地利用につきましては、事業説明会の記録を確認いたしましたところ、平成26年1月14日に小中小路公民館で、また同年1月17日には大中小路公民館で役員及び地権者の皆様に対しまして行いました事業説明会におきまして、残地に関するご質問をいただいた中で、それにお答えする中で、残地につきまして圃

場整備等を行いますと今後市街化等の可能性がなくなるということ、この沿線の農地につきましては、平成25年4月に策定しております野洲市都市計画マスタープランに基づきまして、国道8号野洲栗東バイパスの整備に伴い、その沿線は長期的に市街化を検討していく地区と位置づけている旨の説明を行っているところでございます。記録を見る限りでは、特に出席をいただいております地権者の皆様からご意見等はいただいていたということでございます。

なお、今後の土地利用の転換を図る、そのような計画が出てきました際には、地権者の皆様のご意向というのは重要な事項であるというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 野洲市都市計画マスタープラン、それである程度先を見越したということで、25年版ということですから、今回マスタープランが見直されました。その時点では、まだそのエリアについては道が完成してないので、農地のままということなんです。

それについて、今後のことになるんですけど、市長のほうにお願いしたいと思います。今の計画では供用が4年後ということで近づいています。マスタープラン、今年度見直しがなされました。そうすると、供用開始もうあと6年後、10年ですから、今から10年がマスタープランの見直しになります。供用は4年後です。すると、そこから6年ありますので、その辺で次回のマスタープランの作成のときに、主として沿線の開発についてどのように今後考えていただけるか、ちょっと先のことなんですけれども、市長個人の考えでもよろしいですし、市としてまちづくりのポイントとしてお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 山崎議員からの、市としての沿道開発についての考えを問うということでお答えをさせていただきます。

市民の皆さんのご意見を伺いながら作成し、今議会で提案させていただいております野洲市都市計画マスタープラン案に記載しているとおり、国道8号野洲栗東バイパスの整備に併せまして、その周辺部におきましては、計画的な市街地整備や沿道への商業、サービス施設の誘導を図る方針でございます。

なお、実現に向けては、次回の区域区分の定期見直しにおける市街化区域編入が必要に

なると考えており、その際には地権者の意向や事業の実現に関する熟度が高まっていることが前提となると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 次回の見直しということになると、担当部署は知っておられると思うんですけど、地権者がかなり高齢化になって、もう自分たちで耕作できない、外部に委託するというようなことをやっておられますので、やはり計画が早く見えてくると、どのようにしていくかというのを次の世代に親から伝えてくれると思いますので、そういう方針が前に向けた方向が出たということは、地域の者にとっても、やっぱり今後自分たちの住むまちをどのようにしていくかというのも加わってきますので、今日の返答をいただいて、10年というわけじゃないですけど、次回のマスタープラン、当然変更の2、3年前からは十分検討されるから、ほぼバイパス供用開始と同時ぐらいから周りはどういうようなものにするか検討していかなあかん。当然地権者、地域、企業も絡んできますので、またまちづくりに対してプラスになるような方向を地権者も協力してくれると思いますので、前向きな方向で検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第4号、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介君） 第3番、田中陽介です。

それでは、質問を始めさせていただきます。私からは、野洲駅前南口周辺整備の進め方について質問させていただきます。

栢木市長の公約である駅前のにぎわいは、現在市民病院の建設予定地で病院事業の所有となっている南口Aブロックを用途変更し、民間による開発を誘致しようとするものであり、病院建設はBブロックで進めていくと決断されたことは、先の病院整備特別委員会にて公言されたものであります。

それについて、事前に少し南口駅前の周辺整備についての説明を挟みさせていただきたいと思います。

野洲駅南口の周辺整備においては、野洲駅南口周辺整備構想検討委員会というものが、平成24年7月から25年6月によって、心と体の健康をテーマに、「人と人がつながることによって生まれるにぎわいづくり」をタイトルとして、必要な機能は市民広場、病院、交流施設、図書館分室、アリーナ、商業サービスと定められました。当時のキーワードは成長す

る駅前であり、約20年後を将来像として見据え、段階的な整備を実施していくとされました。

そこから大学との共同研究、平成25年10月から平成26年6月が行われまして、滋賀県立大学、立命館大学とともに市民の思い、そして専門家の知識、経験、学生の発想を交えて駅前のポテンシャルを最大限生かせる機能の具体化や配置の検討を進められました。

その際には、市民活動団体へのアンケート、配布数290団体、回答数165団体、世代別ヒアリング、若年層、中学生から子育て世代、高齢者まで約62人、市民ワークショップ、これは機能のイメージや規模、配置、全体イメージなど、これを計3回開催し、延べ95人が参加されました。

そして、平成30年には野洲市にぎわいづくり市民会議が開かれ、野洲駅前に整備を計画しているにぎわいづくりの拠点である交流商業施設の整備方針等について検討されました。

こうして平成20年、24年から多くの市民や有識者と検討された構想は、今も生きているものであります。前政権における病院整備事業の停滞によって、この整備構想は事実上進むことができず、約10年近くこのプロジェクトは動いていないこととなります。これは栢木市長が議員であった頃もかぶってくるので、よくご存じかと思えます。

当時から、今ではこのコロナ禍もありまして、大きく世の中は変化しているとは思いますが、そのような中で、今回Aブロック、Bブロックという話が浮き上がってきてまして、現在の駅前整備構想との兼ね合いはどうなっているのか、現市長が言っておられる案は市長の独断なのかなというところがまだ現状であり、それを進めていくための根拠、積み上げ、そして市民への説明がまだまだ不足しているのではないかと考えております。

Bブロックでの病院整備を進めるというのであれば、駅前構想の変更は前提になってくるはずであります。その辺りが具体的なことがあまり示されていないことから、非常にもやもやしている状態であります。

そこで、今後病院整備を含めた駅前南口周辺整備と、それに伴うまちづくりをどのように進めていくのかというものを、もやもやをクリアにしていくためにも聞きたいということでもあります。

また、同時にいろんな角度から提案することで前向きな議論になればと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1つ目ですけれども、駅前整備における用地活用においては、市民でのワー

クシヨップ等の結果を見ますと、市民広場を大きく取りたいとか、緩やかに場所を豊かに使いたいと、そういう意見が結構多かったんですけども、そういったことはご存じでしょうか。市長は、南口駅前周辺整備構想の経緯や内容を十分に把握された上で、ランドマークを建てたいというような発言をされているのか、まず聞きたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） それでは、田中陽介議員の南口周辺整備構想の経緯や内容を十分に把握しているのか。1点目の市民広場を多く取りたいという案が多かったが、ご存じかとのこと質問にお答えをいたします。

野洲駅南口周辺整備構想について策定された当時、私は議員でしたので、経緯や内容については承知しております。

野洲駅南口周辺整備構想は、心と体の健康をテーマに、人と人がつながることで生まれるにぎわいづくりをコンセプトにしておりますが、基本的な考え方に変更はございません。ランドマークというのはあくまでもイメージとして発言をしていることでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ランドマークというのは、あくまでもイメージであるということなんですけれども、ランドマークというのは要は象徴となるようなものということで、例えば東京やったら東京タワーであったり、京都やったら京都駅前、京都タワーありますけれども、ああいう大きなどこからでも見えるようなものというような印象であったり、誰もが知っているようなものというような感じだと思うんですけども、これ都市計画マスタープランにおいては、都市環境、景観においては野洲市の強みを生かした魅力の向上として、本市固有の自然的、歴史文化的景観の保全と調和した町並みの形成というふうにあります。これは新たな人工建造物、建築物をランドマークにというそういうイメージを市長個人が持っておられるのか、それとも野洲市として何かそういう大きなものを建てるという方向性なのか、それとも、そもそも別に建造物じゃなくてもいいのか、その辺のイメージがちょっと聞いているとはっきり分からないので、その辺をちょっと教えてください。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） ランドマークというと、田中議員が想定されたような例えば東京タワーとか京都タワーとか、別に野洲にタワーを建てても、それでにぎわうかということ、そういうことはないと思います。ただ、ランドマークという言葉がどういうか、そういう

高い今言われた東京タワーとか、そういうものを想定するものではなくて、やっぱり野洲駅は野洲の玄関口ですので、その玄関口にふさわしい、あの駅を降りたら象徴的なものがある、象徴的というとまたあれが出るか分からぬですけども、1つのランドマークという言葉を使ってしまいうんですけども、象徴的な何かそういう商業施設が誘致できればという意味でランドマークという言葉をあえて使っているわけでございます。一応イメージとしたら、やっぱり駅前のにぎわいということがまず第一ということでの発言だというふうにご理解いただけたらありがたいです。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） イメージとしては、駅前のにぎわいということですので、ちょっとまた後で出てきますので、そこで聞きたいと思います。

では、次に行きます。2番目、南口駅前周辺整備におきましては、市民代表や有識者で積み上げられてきた今までのそうした議論や、病院の設置条例というのも今現在まだ生きております。こうした市民の代表である議会が議決した案件も含めて、そうした現状というのをどのように認識しておられるのかというのを伺います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の市民代表や有識者で積み上げられたものや、議会で議決されたものをどのように認識しているかのご質問にお答えいたします。

市民代表や有識者で積み上げられた野洲駅南口周辺整備構想や、駅前の土地取得に関する議決については、重要なものと認識いたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今までの積み上げや議決、そうしたものはすごい重要なものと考えておられるということなんですけれども、駅前の用地がもう既に条例で制定されているということは、ある意味一定の議論の中でそこにつくるのがよかろうということ、これは民主的に議会を通して制定されたということですよ。これはまだ生きておるわけで、この病院の建設は今も位置づけとしては、この法的な部分にいきますとAブロックというのが現状としての位置づけとなっているという認識で間違いないと思います。だからこそ、議会は前段Aブロックを専門家の諮問に入れてほしいというように提案したということもあると思います。

そこで、鈴木議員の先ほどの質問の中であつたんですけども、先ほどの市長の回答で

は委員会の後検討された、そこにはAブロックが入ってなかったんですよね。3つの中から選びました。要は郊外と2つと、あとBブロックと3つの中から選んでBブロックになったというふうに発言されたんですけども、諮問されたのはAブロックも含めて諮問された。これを議会が諮問に入れてほしいという意図は恐らく伝わっていると思うんですけども、これは何のために今回Aブロックを入れて諮問されたのかというのが非常に疑問なんですけれども、なぜそれが後の検討に入っていないのかという、そこをちょっと分かるように説明してください。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） あくまでも、市から提案させていただいたのはBブロック、総合体育館の駐車場、ふれあいセンターのこの3点を候補として出させていただいたと。そして議会からAブロックを検討の中に入れてほしいということで、その評価委員会には出させていただきました。そのいろんな中で、いろんな課題がある中で決めたのがBブロックということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、先ほどの答えとは違いまして、本当はAブロックもその検討する際には検討に含められておられたということで、先ほどは3つの中から選んだとおっしゃったので、本当はAブロックもちゃんと検討した上でBブロックにされたということでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市から提案した3つの中から1つを選ばせていただいたということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 市長の諮問機関ですので、議会から当然お願いというか提案をしたんですけども、それを諮問したのは市長でありまして、それは諮問するのは当然中身を聞きたいから諮問したと思うんですけども、それは検討段階ではやはり検討されなかった、比較してどうかというような検討は、委員の方がいろいろおっしゃっていただいた内容、多々あったと思うんですけども、それは検討されなかったということですか。今のやと、されなかったということになると思うんですけど。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） Aブロックも確かに検討の中に入ってやらさせていただいたんですけども、そのAブロックがBブロックがとかいうよりも、駅前の方が妥当性が高いやろうということで諮問委員会からはいただいたものですから、総合的に判断した中でBブロックというふうに判断をさせていただきました。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） Aブロックに対する意見も結構多かったことから、何というんですかね、十分比較できる材料はあったのかなというふうに思っています。それで、何でBブロック選んだのかなというのが、結局Aブロックをちゃんと検討した、A、Bを検討して、それでもやっぱりBがよかったというその説明が今のところちょっとはっきりしないというところがあるんです。そこが説明いただかないと、今までの経緯を重要と考えるというその市長の説明とちょっと齟齬があるのかな。何でAじゃなくてBにしたのか。その、それが経済的合理性なのか何なのか、その辺ちょっと明確にしていきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） あくまでもAブロックはにぎわいを創出する場所として考えているというのが大前提でありまして、身の丈に合った病院を整備するというのが私の1つの主張でございます。その中で、5,400平米は大き過ぎるやろうと。当然駅前ロータリーのところ、出たところですので、にぎわいを創出する場所はAブロック、病院整備はBブロックと、いろんな課題の中の1つやというふうに私は判断してBブロックというふうに、これはずっと説明させていただいている中でのことでございますので。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、やはりまちづくり全体を見ての判断ということで、病院単体で見て、経済合理性という例えば言葉を使ったとしたら、これはロータリ一直結でやったほうが経済的な合理性がありますよね。でも、そうじゃなくて、市全体の見たときの経済合理性なり何なりという主張の観点でここを外されたという認識で合っていますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） おおむね合っています。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では次に行きます。3番目に行きます。

駅前には野洲市の玄関口とよく今も言われておるんですけども、Aブロックの活用において、先ほどからも市長はにぎわいということをおっしゃっておりますが、このにぎわいというのは、市民のにぎわう場なのか、市外の人でにぎわう場なのか、一体そのにぎわいというのはどういうものなのかなというのは、割と皆さんざっくりとした認識しかされていないと思うので、もうちょっと詳しく説明いただけたらと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目のAブロックのにぎわいというのは、具体的にどのようなものを示しているのかとのご質問にお答えいたします。

野洲駅南口周辺整備構想の中で、「市民をはじめ、市外の人も含めて人が動くことで出会い、触れ合い、憩うことでにぎわいの創出の場となる」とされており、私もそう考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今のキーワードですと、人が出会い、そしてにぎわい、にぎわいはにぎわいなんですけど、憩う、安らぐみたいな意味なのかなと思うんですけども、そういうことかなと思います。ただ、そののにぎわいの中身がちょっと抽象的過ぎると、なかなか難しいなとは思うんですけども、これはあくまでも私の提案というか思いというか所感ですけども、やはりこれからはハードよりもソフト、物より事の時代がやはり来ているという視点が必要なのかなと思っております。このポストコロナは今までとはかなり違う世界観になることも予測できますので、やはりこれから新たな形式、そうしたものをどんどん入れていかないと、この20年30年先というのは見えていかないのかなと思いますが、そういう観点というのはどのようにお持ちですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今ポストコロナを考えて、にぎわいの創出というものをどのように考えているのかというご質問ですけども、確かに田中議員がおっしゃるように、今までのにぎわいの仕方、それが今後も続いていくのかどうかという問題は本当に難しい選択というんですか、難しい問題だというふうに思っております。だから、いろんな視点でいろんな形で情報収集をした上で、ポストコロナ、そしてまた、野洲市の将来のことを考えて、にぎわいのあるまちづくり、にぎわいのあるそういうような施設を誘致というか、してい

くべきだというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今共感いただいた上で、いろんな視点での情報収集が必要だということをおっしゃったんですけれども、これはマスタープランにも南口の市有地は中心拠点にふさわしい空間形成、これが可能と書いてあります。そして駅周辺には、若者等に魅力あるまちづくりを推進していくことが重要というふうに書かれています。この若者に魅力あるまちづくりを推進していくということは、市長はどのようなふうにしていこうというふうに思っておられますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 若者に魅力あるまちづくりというご質問ですけども、私も悲しいかな、もう若者ではございませんので、その若者のご意見というものを十分お聞きした上で、そしてまた、いろんな業界というんですか、民間のそういういろんな情報を収集した上で、もちろん若者が魅力ある駅前やな、魅力あるまちやな、野洲は魅力あるなというふうに言ってもらえるようなまちづくりというのを推進していくべきだという考えは持っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） それでは、次に行きます。

4点目です。栢木市長は、財政難を理由として駅前は税収を上げる場所というふうに公言されております。では、栢木市長の言うにぎわいというのは、具体的にどれだけの税収を生み出すのか。それを何のために使っていくのか。もちろんその税収というのは、入るだけではなくて、当然出ていくものもある。差引きした上で、社会資本の整備等で差引きされる部分もあると思いますので、そういった意味で、どういうイメージをされているのか、例えば固定資産税とか住民税、所得税、法人市民税いろいろありますけれども、どういったイメージでにぎわいから収入、税収を上げようとしているのかというところをお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の、どれだけの税収を見込んでいるのかとのお質問にお答えいたします。

これからサウンディング型市場調査を実施して、どのような施設を整備するか検討していきますので、今具体的な数字を出すことは非常に難しいところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） これからサウンディングでいろいろ調べていかれるということなんですけれども、この意思決定、栢木市長がA地区はにぎわいでいこうと、商業でいこうというのを意思決定されるには、当然何かしらの根拠、根拠とまでは言わないですけど、こういうふうにしたらこういうようによくなる絵がある程度イメージできていなかったら、今までなかなか野洲の駅前のあの場所というのは活用されてこなかったですよ。アサヒビールも単体では開発できなかったという経緯もある中で、見込めると思われたその部分の理由といたしますか内容を聞かせていただきたいんですよ。思われている、何でそう思われているのかというところを聞かせてください。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 具体はないんですけども、そもそも大阪梅田のJR大阪駅から新快速で野洲駅まで乗って、駅前で新快速が止まる駅の駅前であれだけの、もう本当に駅前なんですよね。駅のちょっと離れたところじゃなくして、ああいう立地の場所というのがもう野洲しかないんです。だから、それを考えると、やはり野洲駅南口、要はAブロックというのはすごいポテンシャルの高い、必ずや何か商業施設が誘致できるだろうということは考えてのことなんです。だから、コロナになる前というのは、もっといろんな形で考えられたんですけど、先ほど田中議員もおっしゃいましたけど、ポストコロナのことを考えると、ちょっとまだ、場所としたらいいと思うんですよ。場所はもうほかにないぐらいいいわけですから、何かヒントがないかなということで、サウンディング方式で市場調査をしていくというのが一番いいんじゃないかなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） おっしゃったように、駅前であれだけのまとまった土地が空いているというのはなかなかないのかなと思います。京都、大阪からも近いですし、その中で、じゃあ、あの価値というのは何なのかというのは、もちろん業者のサウンディングもあるでしょうし、庁内の意見もあるんでしょうし、市長の意見もありますけれども、やはりこれから30年、40年の暮らしていく若い世代の意見もぜひ聞いていただいて、本当に何

か建てて埋めてしまうのが是なのか、あえて空間を残すのがもしかしたら価値になるかもしれないですし、その辺柔軟にやっていくのがいいのかなと思っております。やはり都合のいい思い込みとか、誰も責任を取らない意思決定とかで、日本各地でいろんな人、物、金の資源が失われたり、疲弊したりしているというのは数々事例があります。その中で、さきの現地建て替え騒動もまたその1つと言ったらちょっと失礼かもしれないですけども、そういった部分も私は実際あると思います。

その中で、やはり責任回避をしたかったり、つらい状況を打破するシナリオを考えているときというのは、やっぱりどうしてもストレスがかかりますので、どうしても幻想的な思い込みとか、こうなったらええなみたいなものにすがりたくなるというのは私はよく分かるんです。そういったものをよく幻想というふうに言うんですけども、やはり私たち議会も市長、職員さんを含めて、やっぱりそういった自分たちが共有している常識とか理解、うわさや希望的観測が本当にこれは幻想なのか、ちゃんとした現実なのかというのをしっかり見極めて取り組まないと、本当に小手先の方法論ではどうしようもないということになりかねないと思いますので、その辺柔軟な姿勢で取り組んでいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今、現実を見極めていろんな若者の意見とか、そういうものを聞いた上でしっかりと進めてほしいというようなご意見をいただいたんですけども、その前に、誰も責任を取らないというのが今までよくある話やと。私もそれ同感します。誰かやっぱり責任持って物事をしていかないかぬということは同感します。私も子や孫のために、この野洲市のために、野洲市の将来のために、子や孫といたって、私の子や孫を指して言っているわけやないです。野洲市の子や孫に残していくものとして、責任を持って私は考えて、20年、30年、50年先のことを考えて進めていっておりますので、その辺はよろしく願いをいたします。誰も責任を取らないことで前へ進めるということがいかに愚かなことかということは、田中議員がおっしゃっていただきましたけども、私も本当にそういうふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） その中で、やっぱり現実に直面して取り組んでいくということは、そういうまちづくりをするというのは、本当に官民が本当の意味で共創ですね、共に創る

というのをやっていかないといけません。

そうなると、地元の人材発掘や、市役所の職員さんもやっぱり一体となって取り組む中で、研修であったり、何でも外注するんじゃなくて、自分らで育てていく、しっかりとその辺のノウハウをしっかりとつくっていくというそういう市政運営が必要になってくると思います。結構いろんな市町で外注外注というのもよくある話というのも聞いておりますので、できるだけやはり職員さんの素質であったりとかノウハウ、実力を伸ばしていくようなそういう行政改革も必要なのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） そのとおりだと思います。この駅前Aブロックの構想に関しましても、サウンディング調査をしますけども、もちろんその調査をする前のたたき台とか、そういうものは市の職員が頭を絞って、皆で力を合わせて出していこうということでやっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、次に行きます。5番目、以前よりAブロックの開発につきましてはいろんな思惑が渦巻いているということが言われておりまして、結局下駄履きマンションなんかは建つだけじゃないかというような話であったり不安という声が市民からも聞こえてきます。

以前私が調査した中では、試算すると、Aブロックにマンションでは一時的に人口は増えても、なかなか社会資本投資、幼稚園とか小学校とかを考えると、財政的には非常に厳しいというふうなことを感じておりました。

そして、民間開発としては、もちろん大きなマンションは儲かるのは間違いないと思います。しかし、先ほど市長おっしゃったように、これからの市民全体の世代のことを考えたとき、また最大公約数である市全体のことを考えたときには、やはり駅前の土地を今市が持っているというそのバリュー、価値をやっぱり考えた、市民を交えた議論が必要だと感じております。

栢木市長においては、これからの進め方として、今までいろんな思惑、うわさやそんなことがありましたけれども、そのことには一切関与はないと。そして、これから市民の福祉にどうやったらつながるんやというのを十分に議論する中で進めていかれるということを私は再度確認したいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） いろんな思惑というんですか、いろんなうわさ話が飛んでいるというようなお話をいただきましたが、マンションを誘致するとかいう話があるというような話なんですけども、私は商業施設、一応複合施設は考えておりますし、皆さんに申し上げておりますけども、マンションは集合住宅ですので、集合住宅ということは今まで出したことございませんので、そういうこともございませんし、また特定の企業への利益誘導をするようなことは全くないと断言もいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） それでは、次行きます。6番目、駅前周辺整備は大きなテーマであることから、今まで数多くそういった協働の場をつくられてきました、市民とどもの。そして、最高規範である「野洲市まちづくり条例」でもあるように、やはり市民への説明と市民参加の機会、これは必須であると考えております。これに対してどのような手順で市長の言われるみんなとの合意形成をしていかれるのか、具体的なスケジュールを聞きたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 民間企業への誘致のサウンディングまでにどのような手順で民意を合意形成していくのかということで、6点目のご質問にお答えをいたします。

1つ目の質問の際に申し上げましたが、幅広く民意を収集した現在の野洲駅南口周辺整備構想は生かしてまいりたいと考えております。また、サウンディング型市場調査はあくまでも市場調査であり、その場で何かを決めるわけではございません。サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、年度内に整備方針を決定する予定でございます。

なお、構想に掲げる必要な機能のゾーニング及び整備スケジュールの変更や、民間事業者公募の際の要綱作成時など、必要な場面において都市基盤整備特別委員会等において、また市民の皆様に対しましても、具体的な方針を決定した際には丁寧に説明をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今説明いただいたサウンディング調査を踏まえて年内に方針を定めていくと。このサウンディング調査というのはいつまでに、期限を切って恐らくやられ

ると思うんですけども、いつになったらこの結果というのは、これは議会やら市民にも出されるんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） サウンディング調査はまだサウンディング、国交省のほうはまだ要綱が出ておりませんので、いつにというのがまだ、6月10日現在でもまだちょっと出ておりません。例年ですと2月ぐらいがサウンディング調査になるということで、年度内に方針を固めていきたいというふうに考えております。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） すみません、ちょっと不勉強でよく分からないんですけど、サウンディング調査というのは、要は市場調査だと思うんですけど、それをするのに国交省の何かその許可とかそういうのが要るんですか。市でこうこうこうやから調査しますというので独自にできないんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） サウンディング方式というのは、一応国交省に申出をするんですね、市が。こういう形のものを市としたらこの場所でこうやりたいと。それを国のほうがいろんな市場調査の収集をしてくれるというようなことなんです。ちょっと私も突っ込んだところまであれなので、部長に答えさせます。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの田中議員のサウンディングそのものですが、サウンディング市場調査と、後に調査がございます。

市場調査といいますのは、いわゆる民間の業界のほうがいろんなアドバイスをいただく、そういう機会を、先ほどから国交省と言っておりますけれども、例年国交省が管轄で、近畿ブロックだったら近畿ブロックの中でそういう場所の設定をしていただきます。その場所の設定のところに野洲市というお店を出すような形で、そこに出向いて行って、野洲市としてはこうこうこういうような想定を駅前ですしていますと。それに対して、民間の業者のほうで、業界では今そういうようなことが非常に需要が高いとか、あるいはそういうようなものはちょっと今人気がないとか、いろんなその業界で行われているいろんな情報を収集するための場というような位置づけを持っております。その場を国交省が設定しますので、いわゆる企業さんのほうも近畿エリア全体になってきますので、そこにいろんな提言を出したり、あるいはその情報を提供いただくという業者さんが集まったそこに野洲市

として出向いて行って、向かい合わせでそういう情報のやり取り、こちらのほうが情報を得るようなほうが多いとは思いますが、そういうような場面という意味合いでございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 先ほどの話にもちょっと戻るんですけど、結局Aブロックがいいんですよということを、今議決されている正当な手続を踏んでやってきたところから外して、そこにまた何か持ってくるというのは、やっぱりそれなりにちゃんと形がないと、そんなことできないですよ。今までそれやったらいいと決めてきたんですから、それを2月って、もう来年ですよ。来年の2月までほっておくというようなことは、僕はとても信じられないというか、そんなもん、いうたらブース出展して、来ている企業の話の聞きますということやと思うんですけど、そうじゃなくて、その広告でもばんと出して、野洲市でここの活用を何か求めていますみたいな、自分らでも多分出せると思うんですよ。そういうのを出して、自分らから動いていかへんかったら、そんな何かいくつも市が来ていろいろ多分出すと思うんですけど、ブースを。そういう受け身のやり方では、多分議会も当然納得できないし、納得できるような理由を出さない限り、立地の変更なんてとてもできないと私は思いますし、それで本当にいけると思っていらっしゃるんですしたら、ちょっと見通しが甘いんじゃないかなというふうに思います。本当に2月まで動かないというつもりなんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 今の田中議員のご質問でございますけれども、2月まで一切何も動かないではなくて、2月にその場があります。サウンディングの先ほど言いました場があります。それまでに、そもそも昨年のスケジュールでいきますと、国交省が出しているスケジュールでいきますと、8月から募集が始まります。8月に募集が始まりませんので、そこからしばらくの募集期間の間に野洲市そこに出向いていきますというような申請をさせていただくことになるんですが、そこに行くまでに、一定そのサウンディング、野洲がどのように考えるか、要するに必要な機能というんですか、基本的な考え方は一旦持った上でそこに臨んでいきます。臨んでいった中で、いろんな情報を聞かさせていただいて、その聞かさせていただいた情報も上に乗せるような形で、総合的に年度内に考え方をまとめるということでございますので、2月まで何も動かないというようなことではござ

いません。

それで、具体的な予定、今事務局といいますか、担当部のほうの予定といたしましては、サウンディングの応募をする際に、どのような、本当の概要になりますけれども考え方のほうを議会のほうにご説明するというのは、内容的には都市基盤整備特別委員会になるかと思えますけれども、その部分について、9月ぐらいの設定というようなことでスケジュール感を今のところでは持つておる予定でございます。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 機能とかは、駅前整備構想は変わらないですね。だから、ある程度は多分できているという中で、そのサウンディングの機会を使いたいというのは別にいいと思うんですけども、やはりもっと市側から先手先手でどんどん動いていくということが必要なと思いますし、そういうふうにやってほしいです。

今さっきの質問の続きですけれども、先ほども、そんな中でこの先30年主力となる若い世代の参画もどんどんしてほしいという話ありました。野洲市にも恐らくモチベーション高い優秀な人材たくさんいると思います。その中で、それをどう巻き込んでいけるか、一緒にまちづくりしていけるかというのがキーになってくると思うんですけども、どんな方法でそういう人たちを巻き込んでいけると考えておられますか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますけれども、本件の当初市長がいくつかの答弁をした中で、駅前の基本構想については基本的に従前の考え方を生かしていくというようなことで、田中議員が冒頭の質問の中で数々の今までの経過をしゃべっていただきました。その経過の中でも、中学生をはじめ本当に若い世代、あるいは子育て世代、あるいは違う高齢者の世代、そういう世代ごとの意見を一通り聞かさせていただいて、積み上げた上での基本構想というような形をしておりますので、繰り返しになりますが、そういう大きい意味での意見というのは一旦集約をさせていただいた構想だということになっております。

したがって、今後そのサウンディングのそっちのほうの話になるんですけども、それをしまして、大きい意味でどうしようというのではなく、市のほうがこういうような考え方を持っていますというある程度の段階で説明をして、ご意見をいただく機会を持つというようなことを考えております。

以上、お答えとします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 今までも、前市長のときもよくこういう話をしていたんですけど、今までなかなかそういう人たち巻き込んでこれてないんですよ。やっぱり別に年配の人があかんとかそういうことではないんですけれども、どうしても固定化されてくるんですよ、そういった話に関わる人というのが。だから、今聞いたのは、こういう今までにない、世の中が変わってきているというのを市長と先ほどお話しさせていただいた中で、そういう新たな人たちをどういうふうに取り入れて一緒にやっていくのかという、そういう今機会をつくらと言われましたけども、どういうふうにつくっていくのかということはイメージはありますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 田中議員言われましたように、若い世代のいろんな提案を受入れていく場所ということで、今後どういうタイミングでしていくかということをもた指示して進めていきたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） そこをしっかりと考えて指示していくというふうにおっしゃったので、そういったところ、なかなか変わっていかない部分でありますので、ぜひしっかりと、そこはまた聞きますので、考えておいていただけるようお願いしたいと思います。

次、そしたら7番に行きますが、前段でも私言いましたように、南口Aブロック、現在条例で病院の設置場所として確定しておるわけなんですけれども、これを放置したまま基本構想や基本設計に入るとするのは、ちょっとダブルスタンダードにならないかなということ懸念しています。法的にも、行政運営としても、これは本当に適切なやり方なのかというところがちょっと疑問なんですけれども、どういうふうな見解、認識を持っておられるのか聞きます。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 7点目のBブロックで基本構想や基本設計を行うことが不適切ではないかのご質問にお答えをいたします。

現段階において、駅前Aブロックの土地については、議員のご指摘のとおり病院事業用地として位置づけられています。今後駅前Aブロックを整備する中で、行政財産の転換

を検討していきます。また、野洲市病院事業の設置等に関する条例第2条において名称及び位置が定められていますが、条例の附則の中で、当分の間は名称は市立野洲病院、位置は野洲市小篠原1094番地と定められており、運営上適合をしております。

今後、駅前Bブロックにおいて病院整備を行うのに当たり、条例改正の根拠づけをするための作業として、基本構想及び基本計画の策定業務の中で配置や収支計画などを明らかにした上で、条例改正も含めて今年度中に行う予定をいたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 基本構想、基本計画、収支含めて見通しを立てた上でしっかりと条例の改正もしていく。その順番が先、その見通しを立てることという認識でいいんでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） そのとおりでございます。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） では、次行きます。また、今までの流れに関係するんですけども、結局南口のBブロックでの病院建設とAブロックの開発というのは、切って離せないんですね。なぜかという、病院をBブロックとする根拠というのは、まちづくり的な要素なんです。病院経営じゃないから、そこは。病院経営だったらAなんですよ。先ほど市長がおっしゃったように。じゃなくて、まちづくりだから、まちづくりの観点でAはしっかり使いたいからBでやらせてくださいというのが市長の提案であるので、ここは切って離せるものではないと私は思います。なので、本当に先ほども言いましたけれども、本気でやらなあかんのは、ほんまに細かく、同時に多方向に向けて動き出さないと、これ本当に進めていくというのはなかなか難しいことだなと思っております。僕は絶対Aブロックに病院建てなあかんとも思いませんし、Bブロックでもいいのができるのであれば、それはそれでいいと思います。ただ、そこにはちゃんとした本当に絵が描けていて、市民も含めてしっかり説明できて、これがいいやというのがみんな合意形成できるということが、これが前提条件になってきます。なので、それを絵を描いて見せてもらうのが市長の責任やと思いますし、これをしっかり議論して判断するのが議会の責任やと思います。なので、そこを理解していただいているのか、その別に切り離せるものじゃないよというところは本当に理解していただきたいので、そこを理解されているかどうか、確認したい

と思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほど来議員にも説明しておりますけども、駅前南口整備構想です、それに基づいてしております。

今の8点目の病院整備の課題解決、合意形成の必要性についてお答えをいたします。

先ほどの質問で回答しましたように、今後駅前Bブロックでの病院整備の基本構想、基本計画の策定業務を行う中で、課題解決を図ってまいります。具体的な根拠による十分な説明からの合意形成については、必要であることは認識しておりますが、現時点において具体的なものを示すに至っておりません。提案いただいているとおり、筋を通して病院整備を進めるためにも、まずは基本構想、基本計画の策定業務を実施する必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それと、駅前は先ほども申し上げておりますようにA、B、C合わせて駅前の再開発と言ったら失礼なんですけども、開発ということで考え、位置づけております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 最後に今スケジュールというか、こういう形でやっていくということをおっしゃったんですけれども、この基本構想、基本計画のそれぞれの期日といいますか、どういうスケジュールでやっていくのか、これはまだ多分出てないと思うんですけれども、それも含めて、やっぱりそれが必要であれば、それを伴って議会も審議していくことになると思っておりますので、そのスケジュールをお願いします。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 政策調整部政策監の馬野と申します。

田中議員の再質問で、基本構想、基本計画のスケジュールということでお答えをさせていただきます。

まず、その業務につきましては、一応予定といたしましては7月に公告、8月にプロポーザル方式で業者を決定する予定です。発注後、年内には基本構想、年度末までには基本計画を策定できるよう準備を進めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） 外注をかけるということですか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 政策調整部政策監の馬野と申します。

そのとおりでございます。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） これ、もともと今までの答弁でも、今ある基本構想、基本計画をベースとして、そんなに変えるものではないということを聞いているんですけども、その中で、そんなプロポーザルとか公告とか、庁内でもんでやっていけないものなんですか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 政策調整部政策監の馬野と申します。

基本構想につきましては簡単な作業で済むと思っておりますけども、基本計画につきましては、ちょっと外部委託をしなければ、配置ですとか収支計画もございますので、策定できないと、そういうふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） その簡単にできる基本構想はいつ上がってきますか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 政策調整部政策監の馬野と申します。

ちょっと先ほどもお答えしましたように、基本構想については年内に策定させていただいて、基本計画については年度末までにということと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） ちょっとスケジュール感がなかなかちょっとよく分からないんですけど、年内って、一年一年終わるまでということですよ。基本構想はすぐできると、簡単にできるとおっしゃって、そんなかかるんですか。これはどういう理屈なんですか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 政策調整部政策監の馬野と申します。

一応8月にプロポーザル方式で業者を決定しますので、実際にはその後すぐに基本構想というのはできると思っておりますけども、年内と、一応見込みとしては年内というふうにさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 田中議員。

○3番（田中陽介君） そのプロポーザルの内容であったりとか、そういう部分に関しては、議会等にはいつ上がってくるのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 政策調整部政策監の馬野と申します。

一応これも予定でございますけども、今月30日の議会全員協議会において説明をさせていただこうというふうに思っております。

○3番（田中陽介君） 質問終わります。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたします。再開を午後2時30分といたします。

（午後2時16分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

政策調整部政策監より発言を求められておりますので、これを許可します。政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 先ほど田中議員の再質問の中で、基本構想について簡単に策定できると、そういうふうになんかちょっとお答えをさせていただきましたけども、4か月ほどかかるというふうに訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（東郷克己君） 次に、通告第5号、第6番、岩井智恵子議員。

○6番（岩井智恵子君） 第6番、岩井智恵子でございます。野洲市民病院整備及び駅前市有地について、14項目ほど質問をさせていただきます。

野洲市の新市民病院の整備は、長年多くの市民が待ち望んでいることの事業でございます。また、市立野洲病院が老朽化して耐震化対策もされていないため、急がなくてはならない事業です。この急を要する事業ということについては、栢木市長も強く認識を抱いておられることと思っております。

新市民病院計画は、従来、駅前市有地のAブロックに病院を、Bブロックに立体駐車場を建設することで計画が進んでいました。しかし、栢木市長になってからは公約の現地半額建て替えに方向転換され、検討が進められましたが、結果的には断念されました。そして、現在Bブロックに建設する方針で示されたところであります。

そこで、新市民病院整備について、経緯と今後の進め方について、駅前土地利用も含めて質問をいたします。

質問1、市長は5月28日の野洲市民病院整備事業特別委員会で、市民病院の候補地にこれまでの駅前に整備しないという公約の柱である方針を急遽転換して、旧計画予定地、駅前Aブロックの駐車場であったBブロックにする方針を示されました。この3か月間候補地が二転三転する中、市民の方からは駅前A、Bブロックの区別が分からず、元の駅前案に戻ったと解釈されている方の声を多く聞きます。

そこで、市長に改めてこの方針転換の経緯と根拠を整理して、具体的にお答えいただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 岩井智恵子議員の野洲市民病院整備及び駅前市有地についての質問で、まず1点目の方向転換の経緯と根拠についてお答えを申し上げます。

3月16日の野洲市民病院整備特別委員会において、市立野洲病院の現地建て替えを断念し、早期整備を行うため、市有地3か所を候補地に挙げた上で、5月17日の野洲市民病院整備運営評価委員会において審議をいただきました。その評価委員会では、立地場所は駅前で整備を求める声が多くを占めており、この意見を受け、改めて候補地から最適な場所を検討し、駅前Bブロックで推進することを5月28日の特別委員会で表明いたしました。

駅前Bブロックを選定するに当たっての根拠は、評価委員会の意見にもありましたが、財政面で身の丈に合った整備を実現する上で、社会資本整備総合交付金を3か所の候補地のうち、駅前Bブロックのみ最大10億5,000万円の交付が可能であること。他の箇所では既に借入れた病院事業債の一括償還が必要となることなどが駅前Bブロックの選定をした理由でございます。

なお、駅前Aブロックについては、これまで議会で答弁してまいり、にぎわいを創出する場所として整備していくため、候補地としておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 今の方針転換の経緯、そういったことを言っていただきましたけれども、10億5,000万円がそれだったらBブロックだったらつくとか、そういうのはAブロックでもそうですので、もうよくご存じかなと思うんですが、理由として挙げら

れております。

では、問い2番、駅前Bブロックは、市長もかねてから狭過ぎて無理と思うと否定的な見解を述べられていますように、公園予定地を含めても3,600平米と狭く、病院だけでも十分な面積がない上に、駐車場、これは5月28日の委員会のときに配付された資料の立地場所にも書いていますが、駐車場は数台可能であるとして書いていますが、救急車の乗り入れなど外構、いわゆる外枠ですね、その部分がほとんどできない状態。病院をどのような規模で建設をされるつもりなのか、また駐車場はどうされるのかをお伺いします。市長は、よく身の丈に応じたとおっしゃいますけれども、身の丈も分かりますが、どんなものを本当にこのBブロックでされようとしているのか、お答え願います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の病院規模、駐車場についてお答えをいたします。

まず、病床数は評価委員会で確認されていますように、160床から180床程度にし、仮に160床とした場合、延べ床面積を1万2,500平方メートルほどと想定し、先の修正設計より1,800平方メートルほど縮小が可能と考えております。

また、駐車場については今後進める基本構想、基本計画の中で、患者の動線と自動車の動きを考え、さらにそれらのコスト比較をして、よりよい駐車場の配置を検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ということは、このBブロックの中で駐車場をとということですか、それともほかを考えられての内容でしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今も申し上げましたけども、基本構想、基本計画の中で、駐車場をどのようにするかということもその中で検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） また、5月28日の野洲市民病院整備事業特別委員会の資料では、市民病院の在り方、今も市長おっしゃいましたけれども、案として、病院の構成として、内科、外科病棟40から50床を2棟、回復期リハビリテーション40床、地域包括ケア病棟40床の計160から180床で構成し、健康維持のための健診科も充実すると

表されています。市長自身も基本的には元の駅前Aブロックの病院のものと変わらないものと説明しておられます。今ちょっと少なくなるということをおっしゃいましたが、1,800平米ほど縮小になるということも言われておりますが、何度も言うように、基本的には最初のAブロックの病院とほぼ変わらないものを半額で建てるとことを言われてきましたけれども、比較的狭いこの駅前Bブロックでそれをどのように実現できるかと、具体的にお伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の、Bブロックでの病院整備の実現性についてお答えをいたします。

先ほどの質問でもご回答しましたように、駅前Bブロックで病院整備を行うため、今年度策定する基本構想、基本計画の中で具現化していく方針でございます。

当該地は容積率が400%の土地であり、約1万4,400平方メートルまで建築可能となっており、自治体病院1床当たり77平方メートルであることから、仮に180床で整備する場合であっても約1万3,860平方メートルとなり、十分可能な土地であると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 先ほども言ったんですけれども、救急車の発着であったり、こういう余裕のところ、ただ病院を側だけを建てるのではなくて、そういうことも含めて十分やれるということですか。長方形の土地なんですけれども。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） やれるというふうに考えております。駅前AブロックのところはH型やったんですけども、BブロックについてはI型でいけば、十分可能というふうに判断しております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 市民の間では、市が隣接の、Bブロックに隣接しているJAの土地を買う。だから、Bブロックも十分病院が建つといううわさが流れておりますが、もしそうであるならば、正しくはBブロックではなく、BブロックとJAの土地と言うべきですが、市長はこのよううわさを聞いておられますか。火のないところに煙は立ちませ

んが、また、聞いているかいないかに関わらず、将来、あるいは将来って、もうそんな遠いこと言うてられないんですけれども、たちまちこの考え方についてはどういうふうになっておられるのか、実際のところをお願いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） J Aの土地を購入するといううわさは、どこでお聞きになったか私は存じ上げませんが、J Aさんとの話の中で、J Aのところを購入するというような話は全く今のところございません。今後、当然隣接地になりますので、J Aさんともお話はしていきますけども、購入とかそんな話はどこにも出てないんですけども、どこでお聞きになったか知らないんですけども、今はございません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ただのうわさというよりは、J A関係の方からもちょっと聞いたということもありますので、かなり水面下で動いていらっしゃるのではないかなと思ったんですけども、それだと大分話、大きさが違ってまいりますので、それはもう市長は全くないと、今のところでは、ということですね。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） J Aの土地を購入する、購入しないというようなお話というのは、かなり突っ込んだ話になると思うんですけど、ご挨拶ぐらいいたしましたけども、そんな具体的に購入とか、借りるとか貸すとか、そんな話は当然ございません。Bブロックで病院を整備しようということでのご挨拶程度はいたしましたけども、そんな話はどこにもございません。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） そうしたら、それはうわさ話というのか、根拠のないうわさだということで、挨拶には行ったけれども、全くそういうことは言ってないと、そういうことですね。確認します。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 根拠はある、ないというよりも、岩井議員が何の根拠があってそれを申されているのかと逆にお聞きしたいぐらいなんですけども、私どもは、先ほども言いましたけど、ご挨拶程度はしましたけども、そんな話は全くございません。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） では、なかったということで理解をいたします。おかしいですか。だって、言っていないと言っている以上は、何もそういう話はないということですよ。でも今後において、そういう見解を持っていらっしゃるのかいらっしゃらないのか、それだけでも聞きたかったんですけど。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） いや、今後についてとおっしゃいますけど、まだJAさんとお話を何もしていない状態ですので、白紙状態の中でどうこう思うというよりも、話の中でそういうものが進んでいくものというふうに解釈しております。私は、実際そんな何回も会ってどうのこうのというような場はないものですから、今のところ。これからは話の中では出てくるかもわからないんですけども、売却とか、そんな話は一切ないです。私がお聞きしたいのは、そこまで言われるんやったら、どこかその話の根拠というのはどうなのかというのを逆に聞きたいぐらいなんです。お答えしにくいとは思いますが、以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員、そのうわさ話ということをもって、この議場でそこまで繰り返し聞かれるのは正直なところどうかと思いますので、踏まえていただきますようお願いをいたします。

○6番（岩井智恵子君） では、問4に移ります。

市長の公約及び就任後の説明では、元の駅前Aブロックと規模が同規模で半額で建てるということでした。仮に駅前Bブロックの病院を建てる場合は、無論規模が小さくなりますね。私には特別委員会で執行部が言っておられた地下駐車場は地質的にも、またその整備費用からしても、完成のイメージが湧いてきません。そもそも現時点で施設整備費及び総事業費をいくらと見込んでおられるのか、もうこんな時期ですので、そこそこ見込んでおられる額がおありかと思いますが、具体的な金額が分かれば言っていたきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 4点目の施設整備費及び総事業費についてお答え申し上げます。

今年度策定する基本構想、基本計画の中で、それぞれの概算費用を算定する予定をしておりますが、建築に係る施設整備費について、前の計画にありました上限85億円から1

0億円から20億円削減することを目標に整備を行う方針で進めております。

また、ご質問の総事業費については、現野洲市民病院で先行して進めている医療機器の更新などがあることから、現計画と正確な対比ができず、ここで数値を言明することはできません。しかしながら、現計画の総事業費120億円からは規模を縮小させて整備を進めてまいります。

なお、特別委員会で執行部が申し上げた地下駐車場の案についてはあくまで例示であり、次の病院建物も免震構造とするならば、その構造に3メートルほどの空間がもともと生じ、その空間を駐車場として活用することは一定の可能性があることを申し上げたものでございます。

いずれにしても、駐車場の課題は次に進める基本構想、基本計画の中で検討してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 次、再質問をいたします。

病院を半額で建てるという公約に関しては、市民の方から市長への手紙でも多くの質問や抗議が寄せられています。私もホームページで見させていただきましたが、本当に今の市民の方はしっかりとその辺りを押さえておられるなどびっくりさせられました。

市長は手紙の回答で、一例を挙げますと、建築費用については今年度策定する基本計画等において概算費用をお示しできるように考えており、現時点において半額で整備できるかどうかは申し上げることができませんと答えておられます。ということは、年度末に基本計画等が策定されるまでは半額でできるという公約が果たされるかどうか分からないということですか。大切なことなので、しっかりとお聞きしたいと思います。

また、半額整備という公約を前提に基本計画を策定しようとするのか、また、その約束はまず置いておいても基本計画等を策定しようとするのか、どちらかを答えていただきたいと思います。

そして、万が一、公約どおり半額にならないときにはどのように、先ほどは孫の代、我が子や孫の代までしっかりとやっていかなければならない、うそがあってはならないというようなことを言われましたけれども、これが半額にならない場合はどうされるおつもりですか。市長はこれまで駅前の病院は120億円と高額であり、身の丈に応じたところからすると、これはとてもできない、孫や子どもたちにもこれを負わすわけにはいかないと

半額で建てることを私案として言われました。これと同額のことを半額で建てることと市民に約束して、その民意によって市長になったと言っておられました。しかし、病院半額の定義がいまだに曖昧のままです。

先ほど、市長は85億円から20億円ほど詰められるとはおっしゃいましたが、市民からの手紙を続けたいと思います。私はちゃんと半額で建てられる検証をしたと個人演説会で聞きました。いくらでできる予定だったのか教えてください。今となつては、断念したと公約違反を認めておられますが、別の場所で建てられるときは設計費用半額は絶対守ってください。できないのなら、投票した市民をだましたことになりまますよと質問されています。この質問に対して、市長は建築費用についてはと答えられています。そうすると、Aブロックでの120億円は建築費用のみだけでなく、土地代や設計費用なども入れた総事業費です。ですので、対等の比較にはなりません。基本計画の策定が完了するまでは半額かどうか分からないということは、全く納得できませんが、まずはここで半額の定義、言い換えれば何がどういう半額なのかを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 当初、対案として現地建て替えを半額程度で整備するということは確かに申し上げました。そのときの中身をご存じの上での質問か否かということなんですけれども、当時は北館を残すと。今資料をちょっと持ち合わせておりませんので、通告になかったもので持ち合わせていないので、正確な平米数というのは記憶しておりませんが、北館を残して、東館と西館を1つにして建て替えるということでしたので、北館をそのまま残すということは、総面積からその分を引けるということで、その分で半額程度に整備できるというように申し上げてきたわけなんですよね。それを現地建て替えを断念したということで表明させていただいて、ご支援いただいた方々にはおわびを申し上げました。市民の皆さんにおわびを申し上げましたですけれども、今度はBブロックで新たに、AもBもCも、北も西も東もなく、もうAブロックに建てるのと同じようにBブロックで整備するわけですから、半額ということができずに、10億円から20億円ぐらい減額ができるだろうということを申し上げているのでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ということは、今までどおりの半額、半額というのはもう打ち消して、Bに来た以上は、そうでしょう、半額ではできない、北館を残しての半額という

のは今の市立病院の中では言えたけれども、Bブロックに来るときにはもう全部の建て替えだから、半額ということにはお示しができないという意味に取ったらいいですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） そのとおりです。もう北館、東館、西館、どれも現状あるわけではないので、同じような形で1つのものに、I型ですけども整備をしていくということで、当然一からになります。したがって、半額というのは、Bブロックで半額で病院を整備するということは一言も申し上げておりませんので、安くいくようにということで、I型で考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） では、ついこの間このBブロックを言われたばかりですので、市民の方もなかなかそこまでは浸透しておられないので、市長は丁寧な説明をしていくと約束されていますよね。そうしたら、今の言葉は私も初めて聞いたんですけど、半額のことをずっと頭に私も焼きついていたものですから、その中でしていただけるもんやと思っていたものですから、やっぱりそこはもうBに変わったら半額ではなく、全体を新築するのだからそういうものではないというふうにとったらいいですね。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） そのとおりです。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ところで、私は病院建設は縮小して低価であればよいという、先ほども安くあればいいと言われていましたけれども、低価であればいいというものでは思っておりません。市民病院の役割は採算性の確保、それから30年50年の長きにわたり地域医療を担う上で、中軽度の病状で入院の必要な市内の患者さんへの対応、大学病院などの急性期で重度な医療を担う病院と自宅療養の間をつなぐ役割、在宅医療を推進する上で診療所等の後方支援の役割など、今後ますます団塊の世代、あるいはコロナウイルスや変異株がまん延するなど、待ったなしの医療体制は最重要であります。市民の皆様安心していただけるよう、一日も早い希望の持てる病院建設を期待したいものであります。その点、市長はどのようにお思いでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 5点目の病院建設を期待する思いについてお答えをいたします。

これまで10年もの間、市を二分してきた病院問題を早期に決着させ、身の丈に合った病院を一日も早く整備したい思いは市民、議会、私共通の思いであると認識しており、市民の皆様が安心し、身の丈に合った持続可能な病院整備を早期に進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 問6、市長にはこれまで候補地を決めた上で、約1,200万円の予算で今年度末までに基本構想と基本計画の見直しを完了すると明かされています。正式には候補地を駅前Bブロックに決めたと思っておられるのか、あるいはどのような手続を経てさらなる最終決定をされるのか、認識と手続についてお伺いいたします。

それに関連して、今年度末までに基本構想と基本計画の見直しの完了は変わらないのか、お伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 6点目の病院建設を期待する思いについてお答えいたします。

病院候補地の最終決定をどうするかについては、5月28日に開催されました野洲市民病院整備特別委員会において、駅前Bブロックにおいて整備を進める方向性を正式に示したとおりであります。今後変更する考えはございません。今年度中に基本構想及び基本計画を策定するとともに、新たな病院の設置場所を定める野洲市病院事業の設置等に関する条例について改正を行ってまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 次に行きます。基本構想と基本計画の見直し業務の進め方はどうするのか、今後評価委員会の関与は予定されているのかお伺いします。

というのは、この前の委員会でも評価委員のおっしゃっているいろんな意見があまりにも吸い上げられてないというのか、結構Aブロックの意見もありましたけれども、そういうものが、やはり市長はAはもう絶対的に商業施設にするという強い思いがあっただけか、また議会からもそういう要望しましたけれども、取り入れることはなかったということですね。それで、先般の会議では評価委員会の委員の意見は、今も言いましたように駅前Aブロックが賛成多数でした。そして少人数ですが、郊外とBブロックに分かれました。評価委員会のご意見が生かされなかったのは至極残念であります。委員会の意見がこのような

状況の中で、今後駅前Bブロックの検討の際、評価委員会の理解が得られるのでしょうか。それとも別の組織を立ち上げられるおつもりかお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 7点目の見直し業務の進め方、評価委員会の関与についてお答えをいたします。

野洲市民病院整備運営評価委員会の審議の前に、基本構想と基本計画の業務発注を行い、建物配置、課題となる駐車場の位置や収支計画など、根拠ある資料を作成した上で委員会の開催を行う予定でございます。

また、評価委員会の開催については、再度ご協力いただけるものと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 再度評価委員会でご協議を願うということなのですが、そうすると、変えたりとかということなく、今までどおりの評価委員会でやるということですね。分かりました。

評価委員会でやはり諮問機関であります。ご意見というのはもう少し組み入れるというのか、やっぱりそこらへんは変えていただかないと、何の意味の委員会なのかちょっと私には分からないところがありましたので、今後の体制というものも考えていただきたいと。本当に理解を得られるという形をお願いをしたいと思います。

再質問なんですが、市のホームページに公開されております5月31日、午前の部長会議等の記録では、今後基本構想、基本計画についてはプロポーザルで進める予定にしているが、これ以上事務が遅れることがないよう、内部の事務手続で1か月かかることから、その手続を並行して進めていくとございます。このことに関して、もう一つ、プロポーザルの内部の事務手続で1か月かかるとされていますが、それでは、業者が決まって契約から策定完了までの期間、工期はどれぐらいを予想されているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（馬野 明君） 岩井議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

プロポーザルの業務委託の委託期間というご質問だと思いますけども、来年の3月まで予定をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 先ほども馬野政策監言われたんですけども、結構早い時点でこのBブロックの建設に関して進めていくような感じに、私は「ええっ」と思うことがすごくあるんですけども、やはり丁寧な説明、議会に対してはもちろんです、市民の方に対して、説明とかは割と進んでいない。明らかな数字が示されない。何か納得できぬところがあっても、そういうところの話になると、さっささっさと何か事業を進めておられるように私には取れるんですけども、そこらはきちっとした議論、市民への説明、議会への納得、こういったものを徹底していただけますか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 丁寧な説明とかいうことは進めさせていただきます。ただ、5月28日にBブロックでという方向性を示させていただいてから、まだ約2週間でございますので、スピーディーに物事は進んでいるというふうに自負しております。今後は、決まり次第また議会の皆さん、市民の皆さんにはご報告なり説明をさせていただきますので、よろしくご理解いただきますよう、お願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 質問8はちょっと割愛させていただいて、次に移ります。問題9ですね。市長は、駅前Bブロックの方針決定の理由の1つに、約12億円の病院事業債の全額一括返済を挙げておられます。このことは、そもそも半額建て替えや郊外建設の場合でも、条例で定められた駅前Aブロック以外のところでの建設は全額一括返済であるということはもう同じなんです、市長はこの問題をいつ認識されましたか。正確にかつ具体的にお答えください。また、条例の範囲に含まれている駅前Bブロックに決定した場合、今決定したとおっしゃっていますが、病院事業債の全額一括返済はどのように軽減されるのかお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 9点目の病院事業債についてお答えをいたします。

いつ知ったかというお言葉ですけども、市長になってから知りました。

それでは、病院事業債を前の病院整備計画において借入れをしていることは今申し上げましたから、市長になってから認識をしておりましたが、一括償還のほかに別の方策がないか、これまで検討してきたところでございます。

病院事業債の一括償還の軽減については、土地取得分の一部について軽減できないか、今後県の起債担当課と協議をしていく予定をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ということは、まだこれから県への交渉があるということですね。まだはっきりとした額は分からないということですね。

それから、再質問なんですけど、この病院事業債の問題は、昨年末の定例会に現地半額検討の検討予算を提案される際、副市長や職員から問題提起はなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 現地建て替えのことをおっしゃられているというふうに解釈するんですけども、副市長からはないですけども、原課からはございました。病院事業債の償還が出てくる可能性があるということは聞いておりましたが、それには何か借換債なり何なりあるん違うかということの模索をしておったということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 模索をされていて、いまだにそれは分からない、県との先ほど言われたように交渉とかはあっても、この検討予算を提案される際には、職員からは聞いていたけれども、副市長からはなかったということで、あとその今模索をされているということですね。見通しはどうか。模索どこまでされているのか分からないですけども。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） いろいろ検討、起債一括償還に関してのことですけれどもいろいろ問い合わせたり、いろんなことを考えました。病院事業債というのは最終的な起債でございますので、借換債とか、そういうこともなかなか難しいというような判断をした中で、もうBブロックで整備していこうという判断をさせていただいたということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 駅前Bブロック全体を病院にして、駅前Aブロックを商業開発にする場合、野洲駅南口周辺の整備構想策定時より市民の期待が高く、最終的には約3、

000平米を想定している公園はどこにつくられるおつもりか、お伺いいたします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 10点目の公園はどこにつくられるつもりかのご質問にお答えいたします。

3,000平方メートルを想定している公園というものが何を根拠にお示しいただいているか不明ではございますが、野洲駅南口周辺整備構想において、1,800平方メートルから2,000平方メートルの市民広場の設置を計画いたしております。配置については今回見直しますが、サウンディング型市場調査時に必要な機能として含め検討してまいりたいと考えております。

議長、反問をお願いいたします。

○議長（東郷克己君） 暫時休憩いたしますです。

（午後3時10分 休憩）

（午後3時11分 再開）

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま市長から反問の申出がありましたので、反問を許可いたします。

なお、反問は質問議員1人につき2回までとなっております。市長。

○市長（栢木 進君） 議長のお許しをいただきまして、反問をさせていただきます。そんな難しい反問ではないんですけども、3,000平方メートルを想定している公園というふうに申されましたが、私どもいろいろ過去の資料等々を調査いたしました。1,800平米から2,000平米の市民広場の設置を計画ということです。その3,000平方メートルを想定している公園というのは、何を根拠におっしゃられたのか、今後の整備について、もし重大なところで失念していたら具合悪いものですから、反問としてお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） これは市長も議員をされていたときだと思いますけれども、南口整備構想のとき、模型を何度も使ってやったりしたとき、当初のときに、約ですけど3,000平米というのは出ておりました。根拠があって言っております。

○議長（東郷克己君） 市長、2回できますので、あともう1度できます。よろしいですか。

○市長（栢木 進君） 質問じゃないですけど、発言してよろしいですか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 岩井議員、これ再質問じゃないんですけども、岩井議員が言っておられるのじゃなくて、もう基本構想の中で南口周辺整備構想においては1, 800平米から2, 000平米の市民広場としてもう確定、確定というか、そういう形で基本構想にも載っておりますので、3, 000平米というのはちょっと記録としてはないような状態でございます。もしあれやったら、訂正のほう、またよろしく願います。

以上です。

○議長（東郷克己君） 反問はこれで終了いたします。

引き続き、岩井議員、質問を続けてください。

岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 次に、民間の力で商業施設を整備するに当たっては土地の所有権を貸すのか、売却するのか、どのように考えておられるのかお伺いします。

なお、この土地は市民のためにアサヒビールから所有地約9, 300平米の買取りを市に打診がありまして、市は公開内部検討会議や市民の懇談会、あるいは議会の議論を経て、平成24年2月に市が買取り方針を決定し、所有権移転をしたものであります。大切な市民の土地、いわゆる行政財産であります。それだけに、このAブロックをいろんなものにお使い、商業施設と言っておられますけれども、やったはいいけど、全くというようなことはもう許されない。本当に重いものがあります。この計画について、市長の思いをお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 12点目でございますね。12点目の土地を貸すのか、売却するのかのご質問にお答えをいたします。

市民のために市が購入した大切な市民の土地であり、借地とするか売却とするかも含めてサウンディング型市場調査を行い、野洲駅南口周辺整備構想の基本的な考え方に沿って検討していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ちょっと質問が重なると思いますけれども、問13、市長は駅前Aブロックについて、本年度にサウンディングを行うと言われましたが、その予定について、再度になるかもしれませんけれどもお伺いします。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 13点目のサウンディング型市場調査の予定についてお答えをいたします。

国土交通省が実施されるサウンディングに参加する予定で、昨年度は2月に開催されておりますので、今年度まだ6月10日時点では募集開始されておられません。それを見据えた上で、応募をしようというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 先ほども言われたんですけれども、来年の2月に大阪でしたか、本部のほうに持って、野洲市の現状を赤坂部長言われたと思うんですけれども、これからまだ相談していくという中で、でも7月からでもどんどんこの方向については動いていくということを言われていますが、最後に14番目なんですけど、駅前Aブロックは先ほども言いましたように、市条例で病院予定地と定められた行政財産であり、また病院事業債がかかっている土地であります。私は、このような状況下では、一般的には民間は手出しはなかなかしにくいであろうと思っています。サウンディングの意向が示されていますが、今までの野洲市の駅前開発の状況からいたしまして、かなり厳しい予想をいたしております。とともに、近年コロナ禍が後押しをいたしまして、近隣の市町でも駅前での商業施設開発は非常に厳しい現実がニュースや、また新聞報道でされています。

ちなみに、JR琵琶湖線駅の界限ですね、大津、南草津、近江八幡、彦根、南草津はまだ撤退までは行ってないと思うんですが、これらの駅から商業施設が撤退をいたしております。まだまだこのコロナ禍の中で先が見通せない状況もありますので、それが今野洲市ではちょうどこのサウンディングですか、こういう移行されて、商業施設のことを検討されるんですが、私は前のような夢を持った時代と違って、本当に厳しい現実が待っているかと思うんです。ですから、この辺りで市長も経営者として何億ぐらいの駅前の増収ですか、そういうようなものも思われているか私分かりませんが、ここで増収につなげるというのはかなり難しいものがあるかと思いますが、その辺りは十分に注意をしてやっていただきたいと、こういう声もたくさんございますので、言っておきたいと思いません。そのことについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 14点目のこのサウンディングの見通しについてでございますね。

○6番（岩井智恵子君） 開発。商業施設とか、駅前の開発について。

○市長（栢木 進君） 14点目のサウンディングの見通しについてお答えをいたします。

サウンディング型市場調査とは、事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法であり、駅前整備事業に参加することを前提で行うものではございません。

岩井議員がおっしゃるように、駅前での商業施設開発については様々な事例があることは承知いたしております。ですから、効果的で、市民にとって最良な整備方法を策定できるよう、現実を熟知した幅広い分野の事業者から提案やアイデアを受けたいと考えております。

もちろん、先ほども申し上げましたが、アフターコロナのことも考えた上で、いろんなご意見をいただいた上で検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 最後に再質問なんですけど、駅前の商業開発は市長の公約でありました。当初からサウンディングの手法を使おうとされたのか、それとも市長就任後にこのような案を考え出されたのかお伺いしたい。そして、就任後であれば、当初はどのような商業開発を進めようとしたのかお伺いします。

サウンディングと言っておられますが、全国的ないろんな成功事例とか、そういうようなものもやはり研究はされているんじゃないかと思いますが、もしも今そういう成功事例とか、やっぱりいろんな研究をしていただかないと、野洲の大切なこのAブロックの土地が本当にどうなるかが大きく市長にかかっています。ですから、思いつきとか、ただこれがいいからというのでされては、ちょっとたまったものではないので、やはりいろんな事例を検証して、市民にも議員にもお示しをいただきたいと思っておりますので、そういう点についてはどのように思っているのでしょうか。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今岩井議員がおっしゃいましたとおり、様々な、私が市長に就任してからでもそうなんですけども、一応サウンディング型市場調査というのは、市長になってから知り得た手法でございます。ただ、私が選挙前に考えていたこととか、1年前、2年前に考えていたこととは、今はもう社会情勢が変わってきています。コロナというも

のがございまして、大変な時代になったなどは思っておるんですけども、そのためにサウンディング型市場調査をした上で、いろんな情報を収集した上で進めていきたいというのは、そのためのサウンディング型の調査をさせていただくということでご理解いただけたらありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） ということは、その成功事例なども含めたという意味ですね。いろんなものを収集するというのは、あらゆる面から収集をされて、本当にこれでというのをきちっと自分のものにしてやっていただかなければ不安が私たちも残りますので、本当に駅前をもう一回という、あそこなかなか駅前の発展が今までから長年見られてないところで、アサヒビールも手放したような状況もありますし、平和堂も駅前にはつくらなかつた。あえて8号線のほうにも行きましたし、やはりあの場でのそういう施設というのは本当に難しいと私は懸念しておりますので、十分その辺りは考慮や、いろんな事例を踏まえてやっていただきたいと思います。

○議長（東郷克己君） 質問ですね。

○6番（岩井智恵子君） もういいです。言うことは言ったので。

○議長（東郷克己君） 市長。

○市長（栢木 進君） いろんな事例とおっしゃいましたけど、やっぱりサウンディング型市場調査というのは、単に事例がどこどこでこういう成功している、いろんな成功例はあると思うんですけど、やっぱり立地が違うと思うんですね。この滋賀県、野洲、そういう地域性もあるんでしょうし、JR琵琶湖線ということもありますし、いろんな成功例があっても、やっぱりそれは違うと思うんです。だから、その辺をしっかりと押さえるためにもサウンディング型の調査をして、いろんな民間からの情報収集をした上で判断していきたい、検討していきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（東郷克己君） 岩井議員。

○6番（岩井智恵子君） 今言われた市長の言葉、最後に言いますけれども、やはりこのAブロックというのが今条例で指定というのか、決まっていますので、今の話も結構ですが、こここのところをきちっとしてからでないと、なかなか事は動かないと思いますので、条例の本当の意味合い、重要性を認識していただいて、まずそここのところもしっかりとA

ブロックを全く切り離す、病院に関して全く切り離してそこに突入したいとは、市長としてはそうやと思いますけど、まだ条例がついていますので、そういう辺りもしっかりと認識をいただきたいと思って最後に終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東郷克己君） お諮りいたします。

本日は、この後予算常任委員会及び議会改革推進特別委員会の開催が予定されておりますので、本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明18日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。（午後3時29分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年6月17日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 矢 野 隆 行

署 名 議 員 長谷川 崇 朗